基本計画

天塩川歴史資料館

第２部　基本計画

第１章　基本計画の施策体系

【第7期天塩町総合振興計画の体系図】

将来像	政策分野	基本施策	施策	
みんなで創ろう　育てよう　明るく楽しく元気なまちを	生活基盤 生活環境	環境保全の推進	自然との共生	海岸・河川の保全
			公害の防止	景観の保全
		環境衛生の推進	ゴミの減量化・再資源化への意識啓発	
			環境の保全	
		生活基盤の整備	情報化の推進	道路網の整備
			交通手段の充実	港湾の整備
			水道・下水道の整備	浄化槽の整備
			エネルギー対策	
		防災・防犯・救急体制の充実	防災体制の確立	防災対策の推進
			消防・救急体制の確立	防犯・交通安全対策の推進
		シェアリングコミュニティ構想の推進	シェアリング意識の啓発・高揚の推進	
			移動のシェア	知識のシェア
	産業 観光	産業の振興	農業の振興	水産業の振興
			森林づくりの推進	担い手対策
			第6次産業の推進	
		商工業の振興	商工業の振興	特産品の振興
			地域経済の活性化	
		観光の振興	観光の振興	観光ＰＲとイベントの充実
			観光資源の保全	
	保健 医療 福祉	保健・医療の充実	健康づくりの推進	健康診断・各種検診の実施
			健康相談体制の確立	安定的な医療体制の確保
			社会保障体制の充実	
		福祉の推進	地域福祉の充実	高齢者福祉の充実
			障害者（児）福祉の充実	ひとり親家庭等への支援の充実
		子育て支援	保育サービスの充実	子育て支援の推進
			出産に対する支援の推進	子育て環境の充実
	教育・文化・芸術・スポーツ	学校教育の充実	教育環境の充実	教育内容の充実
			特別支援教育の推進	グローバル化への対応
			児童生徒の体力向上の推進	
			高等学校存続に向けた魅力ある学校への特色ある取組支援	
		生涯学習の推進	生涯学習の推進	各団体活動への支援
		文化・芸術の振興	文化・芸術の振興	文化財及び文化資料の保全
			各団体活動への支援	
		生涯スポーツの推進	生涯スポーツ活動の推進	青少年の健全育成
			スポーツ団体の育成・支援	
	協働 行財政運営	コミュニティ	自治意識の高揚と活動の推進	情報発信の強化と共有化の推進
			男女共同参画の推進	移住・定住施策の推進
			空き家対策	
		行財政運営	職員資質の向上の推進	行財政運営の効率化
			事業実現に向けた財源の確保	定員管理の推進
			公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進	
			行政評価の推進	

第２章　分野別施策の構成

基本計画は、基本構想に掲げた将来像の実現に向け、基本目標に基づき、その分野別に取り組む施策を体系的に位置付けしています。

本町にかかる課題を克服し、若い世代やこれからを担う子どもたちを中心に、地域の活力を活性化させ、より安全で安心な住みよい町といった未来の町の姿へと進みます。

なお、分野別施策を示す施策目標毎の基本計画の構成と見方は次のとおりです。

項　目　名	説　　明
現況・課題	これまでの基本計画を振り返り、町民の意向や社会情勢の変化などを踏まえ、それぞれの分野における現況と課題を記載しています。
方　　針	現況と課題を踏まえ、施策目標を実現するために行う取組の基本的な方向性を記載しています。
施　　策	方針をより具体化し、方針・指標を実現（達成）するためどのような手段で取り組んでいくのかを記載しています。

第３章　分野別施策

基本目標１　安心・安全で住みよいまちづくり

（１）環境保全の推進

①自然との共生

【現況と課題】

私たちは、生活するうえで日常的に何らかの形で環境に負荷をかけてしまっています。例えば炊事や洗濯などで水を使用したときに出る生活排水は水を汚し、排水による土壌悪化に繋がります。より快適に、より充実した生活を求めて成し遂げた“便利な暮らし”は、環境面から見ると「廃棄物の増大と多様化」となり環境問題を深刻化させ、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題へとつながる側面を持っています。

将来の世代へ自然を残していくために一番大切なことは、生態系を保存することです。多様性が失われ生態系が壊れてしまうと、その復元には長い時間がかかり、場合によっては二度と元に戻らないかもしれません。豊かな自然は、私たちの生活基盤を成すものであり、将来の世代に引き継がなければならない貴重な財産として認識し、また、自然の恵みを将来にわたり享受できるよう自然との共生を基本として自然環境の保全と適正な利用に努め、環境負荷の減少を目指していくことが重要な課題となっています。

【方　針】

１　生活にエコを取り入れ、環境を壊さない意識の醸成を図ります。
２　地球温暖化の要因と言われている温室効果ガス（二酸化炭素）の削減を推進します。
３　節水・節電を励行します。
４　消費生活から創造的生活への転換を推進します。

【施　策】

１　天塩川の清流化活動の推進
２　適切な植林運動の展開
３　ゴミの減量化
　・広報誌やホームページ等によるゴミ分別意識の啓発促進
４　不法投棄防止対策の推進
　・不法投棄監視パトロールの実施
　・不法投棄箇所への抑止看板の設置や広報の実施

天塩川（夏）

天塩川（冬）

天塩川クリーンアップ作戦

②海岸・河川の保全

【現況と課題】

海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、高波による災害や海岸浸食等に対して脆弱性を有していることから、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに、国土の保全を図ることが極めて重要な課題となっています。

本町については、「天塩地区」が、1961年（昭和36年）5月に海岸法に定める海岸保全区域として指定を受けており、国が策定する海岸保全基本方針に基づき、北海道が「天塩沿岸海岸保全基本計画」を策定しているところです。

「天塩地区」は、海岸線に暴風保安林、その背後に酪農地帯を形成していますが、海岸浸食により汀線の後退が進む状況にあります。砂浜の消失については、越波の増大、海水の侵入を招き、背後地の安全性を低下させることから、早期対策に向けた要請を続ける必要があります。

また、本町には、一級河川天塩川をはじめ、北海道が管理する11の河川、町が管理する46の河川があります。天塩川については、国が策定する天塩川水系河川整備計画などに基づき整備が進められていますが、天塩川河口に位置する本町の振興には、天塩川を軸とした地域間連携が重要であるとともに、近年頻発しているゲリラ豪雨が河川の決壊による農作物への被害に直結している状況にあることから、喫緊の課題である天塩川本・支流の治水安全度の向上と快適な水辺空間の確保について要請していく必要があります。

【方　針】

１　海岸保全対策事業の早期実施に向けた取組を進めます。
２　河川改修等の推進に向けた取組を進めます。
３　河川空間の有効活用と河川環境の保全を推進します。

【施　策】

１　天塩沿岸海岸保全計画における海外侵食対策の促進要請
２　天塩川河川改修事業及び天塩川水系における中小河川の改修事業の促進要請
３　町管理準用河川及び普通河川の巡視、点検等による異常の早期発見
４　「かわまちづくり」を通した水と緑の豊かな河川環境の保全・再生に向けた取組の実施

③公害の防止

【現状と課題】

自然と調和した良好な環境は、豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、観光客や旅行者にも町を印象付ける大切な要素です。本町では、町内会をはじめボランティアグループ等の団体を中心にプランターや花壇の設置、町の花でありますハマナスの丘づくりのほか、美しい景観を維持するため、河川や公園、道路等の清掃活動を実施するなど豊かな自然と町の美化運動に努めてきました。

近年の町内に於ける空き缶やタバコ、ゴミのポイ捨てなどは改善されてきていますが、一方で、目に触れることのない山林や原野などへ不法投棄された廃棄物は、土壌汚染や大気汚染など自然体系に様々な影響を及ぼす可能性が高く、また、不法投棄された廃棄物を野生動物が食すこととなれば、人間と野生動物との距離が近くなり、住民生活が脅かされる懸念を生むことに繋がります。

私たちの生活区域に、野生動物が近づかないようゴミの不法投棄に対する住民一人ひとりの意識を高く持ち、行政と地域住民が協力して環境美化を通じ公害防止に努めることが重要です。また、生活排水による水質汚染についても自然体系に重要な影響を及ぼしかねないため、循環型社会形成に引き続き努めることが大切です。

【方　針】

1　生活排水処理基本計画に基づき、地域又は個人での水質汚濁防止意識の高揚に努めます。
　また、事業者に対しては、水質汚濁防止法に基づく管理、報告の徹底を促し、個人及び家庭については、生活排水対策を推進します。
2　騒音・振動・悪臭等の発生源に対する適切な指導と啓発を推進します。
3　法令等に基づく届け出等の徹底を図り、遵守されるよう工場や事業場等の監視・指導に取り組みます。

【施　策】

1　生活排水処理意識高揚のための取組
　・広報啓発活動の実施
2　環境監視及び指導の徹底

④景観の保全

【現状と課題】

本町は、天塩川河口の町として多くの資源と豊かな自然に恵まれ、町花のハマナスは鏡沼海浜公園に群生し、夏になると芳香とともに観光客の目を楽しませてくれます。また、本町を代表するしじみ貝は、名産品として広く知られるところです。一方、市街地を取り囲む酪農地では放牧された牛たちが草を食む姿など長閑な光景を満喫できるほか、夕刻になれば、天塩川河口部にあります天塩川河川公園から望む天塩川や利尻富士は絶景です。また、街並みとしては、公共施設にレンガをあしらうなど色調の統一に努めています。

しかしながら、近年では、人口減少による過疎化の進行に伴い、管理されていない空き家や空き地等が街中の空洞化を進めています。今後、住民の理解と協力を得ながら荒廃地の解消や廃屋の撤去など円滑に実施できる施策の検討が必要です。

北海道遺産である天塩川や緑豊かな自然は、人々に安らぎを与えてくれる貴重な財産であり、今後も天塩川流域市町村とも連携を図りながら、地域の宝物として次世代に引き継ぐ取組を続けていく必要があります。

【方　針】

1　利便性の追求と本町にある自然を代表とした景観の保全というバランスを保ち、魅力的な景観の保全・維持に努めます。
2　人口減少化に伴う住宅地の空洞化、空き地等の適正管理に対する指導徹底を図ります。

【施　策】

1　魅力的な景観形成と保全
　・天塩川清流化運動の実施
　・街並みと周辺環境に配慮した公共施設の整備
　・美しい景観の維持・形成
2　空き家等の適切な管理の推奨
　・適切管理されていない家屋等の実態調査の実施

（２）環境衛生の推進

①ゴミの減量化・再資源化への意識啓発

【現況と課題】

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題は、わが国だけでは解決できない複雑で多様な問題です。本町では家庭から排出されるゴミについて、周辺5町で構成される西天北5町衛生施設組合において収集を一括委託により行い、分別収集による埋め立てと再資源化を基本に処理しています。家庭などから排出されるゴミや産業廃棄物の量は、住民の方々の理解と協力から減少傾向にあり、今後も住民・事業者・行政が一体となってゴミの減量化と資源のリサイクル化に取り組み、環境への負荷軽減を図っていくことが必要です。廃棄物処理は、環境問題の観点からも新たな社会システムの構築が求められていることから、システム構築にあたり最も重要な3R（※）（リデュース〔Reduce　発生抑制〕、リユース〔Reuse　再利用〕、リサイクル〔Recycle　再生利用〕）を基本に、地域特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策の推進を、町民・事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組むことが必要となっています。

（※）「3R」とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの“R”の総称をいいます。それぞれの意味は次のとおりです。
- ○リデュース　……　物を大切に使い、ゴミを減らすことをいいます。
- ○リユース　……　使える物は、繰り返し使うことをいいます。
- ○リサイクル　……　ゴミを資源として再び使うことをいいます。

【方　針】

1　3R意識の高揚を図るための取組に対する推進に努めます。
2　資源の循環型社会の構築について推進を図ります。

【施　策】

1　適正なゴミ処理の推進
- ・ゴミの減量化、再資源化の励行
- ・ゴミ分別の徹底
- ・ゴミ分別意識の啓発活動の実施

②環境の保全

【現況と課題】

本町の生活排水処理施設の整備については、環境省所管の「浄化槽設置整備事業」及び国土交通省所管の「公共下水道事業」により実施されてきました。浄化槽汚泥とし尿の処理については、周辺5町で構成される西天北5町衛生施設組合で運営・管理されている西天北クリーンセンターにおいて2003年（平成15年）に供用を開始し、生ゴミや本町の公共下水道施設である天塩クリーンセンターから発生した汚泥と併せ適正処理がされています。

近年では、公共下水道の普及や個別の合併浄化槽の整備が進み処理量が減少している傾向にあり、今後も快適な居住生活の確保のため、下水道区域外地区の水洗化の普及促進と個別の合併浄化槽の整備を引き続き推進するとともに、汚泥処理についても引き続き適切な処理を図ることが大切です。

【方　針】

1　快適な居住生活が図られるよう、水洗化を推進し合併浄化槽の設置及び転換を推奨します。
2　持続可能な環境配慮型まちづくりを進めるため、環境に負荷をかけない活動を広めていきます。

また、学校や生涯学習の場で環境に対する意識啓発を図り、環境に関心の高い人材の育成を目指します。

【施　策】

1　し尿処理施設の充実
- ・し尿処理施設の適正な運営・管理
- ・汚泥収集及び処理体制の維持・確保

2　合併浄化槽の設置及び転換の推奨
- ・設置経費に係る補助制度の周知及び支援

（3）生活基盤の整備

①情報化の推進

【現況と課題】

スマートフォンやタブレット端末の普及により、どこにいても誰もが情報取得できる情報化社会へと移り変わっている中、本町においては光回線が市街地のみ整備されているほか、携帯電話の電波が届かない地域が未だ存在しています。

また、市街地以外の情報インフラ主要回線であるADSL回線が2020年には廃止になる可能性も囁かれ、「情報の地域格差」が都市部との間だけでなく町内においてもさらに広がることが懸念されます。

このような状況下においては、産業や観光、教育などICT（※）を活用した時代に応じた各種施策を進めることに対して大きな障害となり、将来的には防災施策の面でも解消しなければならない課題です。

（※）「ICT」とは、「Infomation and Communication Technology」の略称で、「情報伝達技術」と訳されます。
“人と人”“人とモノ”の情報伝達といったコミュニケーションが強調された意味をもちます。

【方　針】

1　情報インフラ整備により都市部と地方の情報格差の是正を図ります。
2　多様な分野におけるICTを活用した活性化を図りつつ、情報端末などの適切な活用方法の定着を図ります。

【施　策】

1　通信インフラの整備
- 通信インフラ整備に係る検討・協議の継続
- 民間企業等との協働の推進

2　先進技術の活用
- 技術（情報）の提供
- 企業向けICT利活用の推進
- ICTを活用した各種施策の促進

3　デジタルデバイド（※）の解消

（※）「デジタルデバイド」とは、情報通信技術を利用して恩恵を受ける者と、利用できずに恩恵を受けられない者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差をいいます。

4　情報技術教育の充実
- 高齢者向けスマートフォン操作講習会の実施
- 犯罪等の被害予防（セキュリティ）意識の啓発

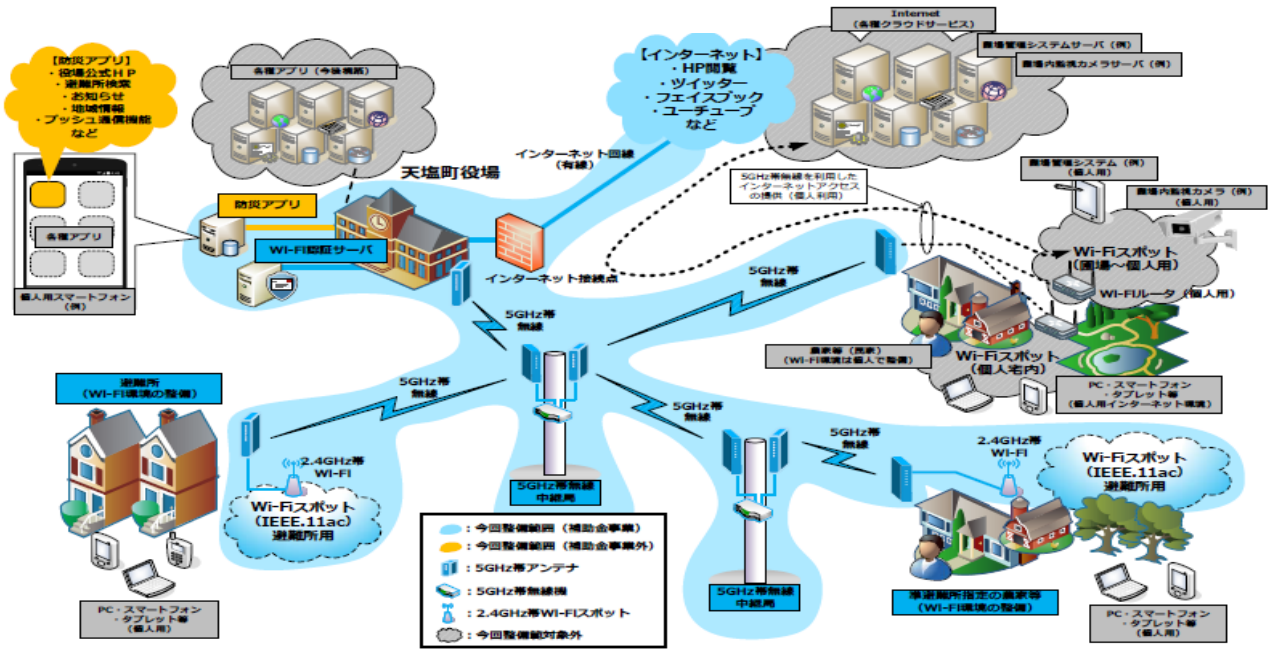

天塩町Wi-Fi無線エリア構築構想（案）

②道路網の整備

【現況と課題】

道路は、住民生活や経済・社会活動を支える最も基盤となるものであります。

本町の交通網は、北東部を横断する国道40号線（延長24.7㎞）、西部を縦断する国道232号（延長22.1㎞）のほか、道道6路線（総延長60.5㎞）があり、町が管理する町道については219路線（総延長268.2㎞、うち改良181.5㎞〔67.7%〕、舗装121.4㎞〔45.3%〕）があります。

道路網は、近隣市町村との一体性の確立には不可欠な要素であり、また、道路防災対策として、異常気象など有事の際でも通行可能な道路ネットワークとして機能できるよう整備を行う必要があります。

町道の整備にあたっては、緊急性や損傷度などを考慮しながら実施していますが、今後も交通量などを考慮して、交通の円滑化と歩行者の安全を確保するための総合的な道路環境の向上を計画的に整備する必要があるとともに、冬期間の除排雪についても住民生活や産業活動を支えるため、除雪体制を維持することが必要です。

また、町が管理する橋梁については、全103橋ありますが、約半数が1970年代以前に建設されたものであり、管理橋の老朽化に対応するための予防保全型の修繕を長寿命化計画等に基づいて継続的に実施していく必要があります。

国道や道道などの広域的な幹線道路網の整備は、交通利便性の向上だけに留まらず、産業その他経済活動を支える重要な要素となるため、国・道への整備促進については継続的に働きかける必要があります。

【方　針】

１　計画的な道路の改修、維持管理により、安全で安心な道路機能の確保を図ります。
２　管理橋の老朽化に対応するため、長寿命化計画等に基づいた予防保全的な修繕を図ります。

【施　策】

１　計画的な改修・維持管理
- 必要に応じた道路ストック（※）の整備及び補修等による適切な道路維持管理

（※）「道路ストック」とは、トンネル・橋梁・照明灯など道路構造物をいいます。

- 道路の定期的な点検と道路ストック確認の実施及び損傷程度や対策必要性の評価の実施
- 点検結果、補修履歴などの各データの蓄積
- 道路の長寿命化を図るため、効果的な対策の実施
- 橋梁長寿命化計画に基づいた適正な修繕等による道路網の安全性及び信頼性の確保

２　冬期間の交通機能の確保
- 適正な除排雪作業の実施
- 計画的な除排雪機械等の更新

３　国道や道道などの広域的な幹線道路の整備促進
- 整備促進に向けた要望活動の継続的な実施
- 関係機関との道路状況に係る情報共有及び連携の強化

③交通手段の充実

【現況と課題】

本町における公共交通機関は、1987年（昭和62年）に国鉄羽幌線が廃止となってから、路線バスが唯一の交通手段となっています。子どもや学生、高齢者など自動車免許を持たない方の日常生活を支える移動手段として欠かせないものであり、また、町外から来訪する方の手段としても利用されており、バス路線の安定的な確保が求められています。

一方、自家用車の普及充実に伴い、路線バスの乗車率は年々低下傾向にあり、必要な時間に必要な便が必ずしも確保できているとはいえない状況も顕在化しています。従来の路線バス網では、複雑多様化する住民ニーズに対応しきれていない部分もあるため、今後はよりニーズに沿った安定的な交通手段の確保が求められます。

【方　針】

1　従来の路線バス各路線について、住民ニーズ、乗車率等を的確に把握し、現在のニーズに沿ったバス路線のあり方を検討し、より利用しやすい公共交通環境の構築に努めます。
2　現状の公共交通の行き届いていないと考えられる路線を研究し、実態の把握と対応策について検討を行います。
3　従来線のみならず、多種多様な住民ニーズに対応するため、デマンド交通（※）など、新しい町としての取組について検討を図ります。

【施　策】

1　路線バスの維持・確保
- 路線バスの維持・確保対策のための財政効果及び乗車率の研究及び検証の実施

2　町内交通網の整備
- デマンド交通の検討

3　望ましい公共交通施策の検討
- 実態の把握
- 新しい公共交通形態の構築に向けた取組の実施

（※）「デマンド交通」とは、利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場や行き先はエリア内なら希望できる運行方法をいい、要求・要請（デマンド）に対応した新しい手法として注目を浴びています。
利用者がいなければ走る必要がなく、人数によっては小型車での運行も可能となり、経費削減や狭い道路でも運行が可能になるなどの利点がありますが、タクシーのような希望時間の乗車が必ずしも可能ではない、乗り合いとなることからすぐに目的地まで行けないこともあります。

④港湾の整備

【現況と課題】

天塩港は、1953年（昭和28年）に地方港湾（港湾管理者：天塩町）に指定され、現在、地域産業を支える物流の拠点として、また、水産業の拠点として重要や役割を担っています。また、港の背後地には、海浜公園として散策路やキャンプ場などが整備され、イベントなど観光やレジャーの拠点となっています。

主要取扱貨物である天塩町周辺から採取される砂は、天塩港から主に道央方面の建設資材原料として移出していますが、河口港という天塩港の特性上、漂砂による航路埋没が著しい状況にあり、早急な対応が必要とされています。また、小型船溜まりを利用する船舶の安全航行を確保する導流堤の老朽化が著しく、同じく早急な対応が必要とされています。そのほか、稚内港から定期運航されている利礼航路が流氷で閉ざされた場合の代替港として利用できる環境を整えておく必要があります。

今後も関係者や関係機関の理解を得ながら、係留施設の整備や港湾の整備を計画的に進めていくとともに、各種事業関連の一般貨物の取り扱いについても検討していく必要があります。

また、新港地区は、鏡沼海浜公園、天塩川河川公園に隣接していることから、海の玄関口としての利便性を活かした観光・レクリエーションゾーンの形成に向け、観光サイドと連携し賑わいと潤いのある港湾空間を形成していく必要があります。

【方　針】

１　国直轄港湾整備事業の早期完成に向けた国に対する要望活動を継続し、事業の促進に努めます。
２　港湾施設の適正な維持管理に努めます。
３　各種事業関連の一般貨物の取扱量の増加について推進を図ります。

【施　策】

１　国直轄港湾整備事業（航路整備事業・国内物流ターミナル事業など）の推進に向けた要請活動
２　港湾施設（岸壁・物揚場・道路・荷捌き地等）の整備及び補修
３　港湾施設の予防保全対策
４　各種事業関連の一般貨物の取り扱いに係る関係機関との情報共有及び拡大推進

⑤水道・下水道の整備

【現況と課題】

本町の水道は、2016年（平成28年）4月に「天塩町簡易水道事業」として、それまで3地区の簡易水道（市街地区［1968年（昭和43年）認可］、雄信内地区［1971年（昭和46年）認可］、泉源産土地区［1971年（昭和46年）認可］）を統合し運営しています。

市街地区と泉源産土地区では、当初より表流水（貯水池）を水源としていましたが、2010年（平成22年）8月の大雨による水道施設の大きな被害と断水の発生を踏まえて、2015年（平成27年）3月、地下水を水源とする新更岸浄水場を建設し供用を開始しました。また、2017年度（平成29年度）から市街地区と同じく地下水を水源とする新泉源浄水場の建設工事に着手し、2018年度（平成30年度）内の供用を予定しています。

今後は、老朽化した管路の計画的な更新などを進めるとともに、安全でおいしい水を安定的に供給できる体制の維持に努めながら、水道事業会計の健全な運営が継続的に図られるよう取り組んでいきます。

下水道事業については、1995年（平成7年）に市街地中心部を対象として事業を実施し、終末処理場である天塩クリーンセンターについては、2000年（平成12年）5月1日に供用を開始しました。2007年度（平成19年度）をもって整備が完了し、天塩町下水道処理区域について89.8%の水洗化率となっています。2018年（平成30年）現在、下水道長寿命化計画に基づき処理機器の更新を実施し、また、下水道事業計画を見直し、より安全・安心に下水道を利用できるよう努めています。

施設等の維持管理については、引き続き点検・調査・補修などによる事故防止に努め、下水道事業の健全な運営が継続的に図られるよう取り組むとともに、引き続き公衆衛生の向上、快適な生活環境や自然環境の保全を図るため、公共下水道の接続と合併処理浄化槽の普及を進めていきます。

【方　針】

≪水道事業≫
1　安全・安心でおいしい水道（安全）
2　災害に強く、しなやかな水道（強靭）
3　安定的な事業運営が可能な水道（持続）

≪下水道事業≫
1　施設の適正な維持管理
2　経営基盤の強化と透明性の向上
3　区域外地域における合併処理浄化槽の整備促進

【施　策】

≪水道事業≫
1　良好な水源の保全と水質管理の徹底
2　老朽化した施設（管路・配水池等）の計画的な更新
3　中長期的な施設の資産管理及び経営の適正化

≪下水道事業≫
1　「天塩町下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な施設更新
2　施設のライフサイクルコスト（※）の最少化と維持管理費の平準化

（※）「ライフサイクルコスト」とは、その施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をいいます。

⑥浄化槽の整備

【現況と課題】

本町の行政区域のうち、下水道接続区域外や地形的な問題等で下水道に接続できない世帯や事業所等の生活排水について、合併浄化槽への推進を図っています。水質汚濁は、各家庭や中小規模事業者からの排水が大きな要因となりうるため、それらの汚濁物の排出を抑制することで環境負荷の低減を図る必要があります。下水道接続区域外においては、合併浄化槽の設置が最も効果的な対策となっていますが、設置に係る個人負担が高額であることから天塩町生活排水基本計画における設置目標値を達成できていないのが現状となっています。

今後は、地域の実情に即した生活排水処理について、下水道計画と整合性を図るよう調査・研究を行い、下水道接続区域外において、現状の設置補助を継続的に実施していく必要があるほか、浄化槽法に基づく点検の実施等、浄化槽の維持管理の徹底を図り、浄化槽処理能力を最大限に引き出し適正な排出処理を進めるため、浄化槽の維持管理に係る情報提供及び指導を行っていく必要があります。

【方　針】

１　生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽への整備を推進し、未普及世帯への普及促進と快適な生活環境の保持に努めます。
２　浄化槽設置整備世帯及び事業者等に対して、浄化槽法に基づく検査の適切な実施について助言・指導を行い、生活排水に関する正しい知識と環境への意識の醸成を図ります。
３　し尿のみを目的とする単独処理浄化槽では、周囲の水質環境への負荷の低減が十分にしきれないことを広く周知し、し尿と雑排水を同時に処理することが可能な合併浄化槽への転換を推進します。

【施　策】

１　天塩町浄化槽設置整備事業補助金の推進
２　天塩生活排水処理基本計画の見直し・修正
３　浄化槽法に基づく検査等の適正な実施の指導及び助言の実施
４　単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進
・現状把握調査の実施
・支援対策の研究及び実施

⑦エネルギー対策

【現況と課題】

私たちの生活の基盤としてエネルギーは欠かすことはできません。技術の進歩により私たちの生活は豊かで便利になりましたがエネルギーの消費量は増え続け、世界全体で使っているエネルギーの約9割を占めている化石燃料の枯渇が懸念されています。また、エネルギーの消費は地球温暖化問題と密接な関係にあり、二酸化炭素を代表とする温室効果ガスの排出量増加による地球温暖化現象の進行は、近年において頻繁に発生しているゲリラ豪雨や竜巻の発生など、異常気象とも言える気候変動に関連しているとも言われており、これらに伴う災害の激震化などの様々な悪影響も懸念されているところです。

加えて、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の経験、反省と教訓から、国はエネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画の策定について、2030年、2050年を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして2018年（平成30年）に第5次計画を策定しました。

その概要としては、脱炭素化した経済的に自立した主力電源化を目指すとして再生可能エネルギー（※）に着目し、これまでのエネルギー社会のあり方の抜本的な改革を行うものです。

このような政策から、近年では留萌・宗谷管内沿岸部において、小型風力発電の設置が増加傾向にあります。本町についても他自治体と同様に、設置に関する問い合わせや情報が増えてきており、自然の保護と活用の両立を念頭に環境と共生した社会を形成していく必要があります。

一方で、これまで取り組んできましたゴミの分別や資源化など、省エネルギーや資源循環、環境保全活動に対する取組についても継続して行う必要があります。

（※）「再生可能エネルギー」とは、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生され、半永久的に供給され、継続して利用できるエネルギーをいいます。

【方　針】

1　ゴミの分別や資源化など、省エネルギー、環境保全を推進します。
2　町民・事業者・行政が協働し、リサイクル意識の高揚を図り、環境への負荷を減らした資源循環型社会の実現を目指します。
3　環境や景観に配慮し、風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用について検討します。

【施　策】

1　省エネルギーの推進
- 二酸化炭素排出量抑制の促進
- 公共施設の省エネ化の検討

2　再生可能エネルギーの推進
- 送電網整備に係る要請
- 風力エネルギー、太陽光発電などの再生可能エネルギーの推進
- 公共施設等における再生可能エネルギー導入の検討

（4）防災・防犯・救急体制の充実

①防災体制の確立

【現況と課題】

近年は、異常気象に起因する台風・豪雨などによる洪水や浸水などの被害、地滑りや土砂崩れなどの災害が発生しやすい状況が多くなり、また、冬期間の大雪や暴風雪などの気象災害や交通障害が増えてきています。

本町においては、危機管理体制のあり方や自主防災活動のあり方を見直し、総合的な観点から防災体制の確立を進めることが求められています。要援護者や災害弱者を踏まえた危機管理、防災活動、救命体制など緊急時の初動対応、避難行動などの強化とともに、住民が避難生活を余儀なくされた場合における避難所等の整備・災害備蓄品の充実が強く求められます。

防災に対して、町全体で取り組む意識を醸成し、日頃からの防災学習や避難訓練の実施などの機会をより多くする取組が必要となっています。

【方　針】

１　危機管理体制の強化、想定される災害時の避難勧告基準の明確化を図るとともに、初動体制や情報伝達訓練を実施し緊急時の対応に備えます。
　また、各関係機関との情報共有を重視し、緊密な情報交換を図ります。
２　各指定緊急避難場所及び指定避難所の定期的な点検・整備を実施するほか、地域の実情を的確に把握し、避難時の生活支援に向けた取組を進めていきます。
３　住民の自助に係る意識と知識高揚のため、自主防災活動の研修・学習会及び訓練に対する積極的な支援を図ります。
４　各学校や高齢者施設、事業所等における防災教育及び啓発を実施し、住民の多くが防災に対する高い意識を日頃から高められるよう努めます。

【施　策】

１　危機管理体制の強化
２　災害別対策マニュアルの整備
　・各種災害種別に応じた的確な避難行動及び対策の研究
３　自主防災活動の促進及び救命活動の普及
　・自主防災組織の学習会等への支援
　・自主防災組織体制の強化・推進
　・事業所における避難行動マニュアル策定に関する指導・助言
４　災害初動期強化のための訓練の実施及び支援
５　指定緊急避難所、指定避難所の点検・整備
６　情報伝達体制の整備

②防災対策の推進

【現況と課題】

近年、これまでの経験や予測を大きく上回る災害被害が全国各地で多く発生し、また、少子高齢化に伴う地域環境の変化に伴い、地域住民の命を守る防災体制の大きな見直しが必要となってきています。地震・津波・風水害や雪害などの自然災害はもとより、交通・輸送等に関する災害やテロなどの武力攻撃などによる事態も想定した防災対策の構築が課題となっています。

防災関係機関との連携体制の充実を進め、災害等に関する情報をいかに早く、正確に把握し、住民に対して迅速に発信していける仕組みの充実が重要となっています。同時に、有事の際における地域住民の安全な避難行動を確保するための取組を継続的に実施していくことも同様に重要です。

【方　針】

1　各防災関係機関との連携体制の充実を進め、ハザードマップや避難体制の拡充、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、緊急速報メール（エリアメール）等を有効に活用した的確な情報伝達に努めます。
2　高齢者や障害者など、災害時に自力非難が難しい住民の把握のため「避難行動要支援者名簿」の整備を図ります。
3　本町の地域事情に適した情報伝達手段を継続的に検討し、防災システムの強化と防災体制の構築及び充実に努めます。

【施　策】

1　地域防災力の向上
- 防災教育の推進及び防災意識の啓発
- 防災訓練の実施及び消防団活動の推進

2　災害に強い地域づくりの推進
- 業務継続体制の確立及び広域的連携の強化
- 要配慮者に対する支援
- 避難体制及び消防体制の整備・充実
- 防災に関する施設等及び物資備蓄体制等の整備
- 防災情報の収集及び提供
- 孤立地区対策の推進

3　応急体制の確立
- 情報収集伝達体制の強化
- 災害対策本部及び消防応急体制の確立
- 避難対策及び救急医療対策の充実
- 緊急輸送、物資供給体制の整備及び交通対策

4　復旧対策の実施
- 被災者の援護
- 住宅対策及び災害廃棄物処理対策の推進

③消防・救急体制の確立

【現況と課題】

火災の発生原因は、その多くが火の不始末であり、町民一人ひとりの防火意識の高揚を図る必要があります。また、防火対象物、危険物施設などについては、火災などの災害発生の際に多大な被害を出す危険を有していることから、立入検査を実施し防火指導の充実を図る必要があります。一方、尊い生命と財産の被害を少しでも減らすよう、町内会・自主防災組織・事業所などでの防火・消防訓練の充実を図る必要があります。

また、近年の地球温暖化などによる自然環境の変化や地域生活環境の変化により多様化・複雑化した災害の発生が増加し、住民の消防に対する要求も増大しています。このような中、住民の安全を守るため、消防施設・装備及び人員の確保を推進し、地域と連携した消防体制の確立が求められています。

【方　針】

１　火災の発生を未然に防ぐため、防火講習や予防広報を実施し、住民の防火意識の高揚を図ります。
２　事業所・危険物施設などの立入検査を継続して実施し、防火・安全管理の指導徹底を図ります。
３　火災による犠牲者の発生を防ぐため、町内会や自主防災組織、老人クラブなどを通じ地域住民へ消火器などの取扱いについて普及を図るとともに、各事業所に対し消防訓練を通じて災害時に的確な対応ができるように指導の強化を図ります。
４　火災発生による被害を最小限に抑えるため、消防自動車や資器材などの更新を計画的に行うとともに、情報の迅速化と多様化への対応や広域連携体制を整備するため、迅速な消火活動ができる体制整備に努めます。
５　水利施設の整備を促進し、防火水利不便地区の解消に努めます。
６　地域の消防力を強化し、迅速な消火活動ができるよう、研修や訓練を実施し、消防団員の育成強化及び災害発生時における出動態勢の強化を図ります。
７　多様化する救急需要に対応するため、救急救命士及び救急隊員の専門的知識、高度な技術の習得など、資質の向上に努めます。
８　事故などが発生した際の救急車が到着するまでの救命処置が救命率を大きく左右することから、救命講習会や学習会を開催し、応急手当てに関する技術の普及啓発を推進します。

【施　策】

１　火災予防事業の推進
　・火災予防意識の啓発
　・防火予防講習会の実施
２　防火講習、消防訓練の強化
　・防火訓練の励行
３　消防用資器材等の更新（計画）
　・消防車両の更新
　・消防救急資器材の整備
　・消防庁舎の整備改修
４　救急救命士処置拡大
　・救急救命士配置拡充
　・救急救命士資格取得者の拡大
　・救急隊員の資質向上
５　救命講習会等の充実
　・救命講習会の実施
　・救命意識の啓発
６　AED（自動体外式除細動器）導入の普及促進

防火パレード

北留萌消防組合天塩支署

④防犯・交通安全対策の推進

【現況と課題】

近年の犯罪情勢は、刑法犯認知件数については減少傾向にありますが、一方では特殊詐欺による被害が件数・金額ともに増加しており、また、手口も巧妙化し続け、特に高齢者が被害に遭うケースが後を絶ちません。子どもや女性に対する声掛け事案等も多く発生しており、全国的には重大な犯罪に発展するケースも見られます。

このことから、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図り規範意識を醸成させるため、防犯教育の充実や高齢者・子ども・女性・障害者などといったいわゆる犯罪弱者等に対する防犯対策、地域防犯力の向上への取組が必要です。

また、北海道における2017年（平成29年）の交通事故死者数は、交通事故統計の記録が残る昭和22年（1947年）以降最も少なく、発生件数・負傷者数ともに減少傾向にあります。留萌管内においても同様に減少傾向にありますが、高齢者が犠牲となる交通事故が過去に発生しており、道路交通環境の整備はもとより、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、救助・救急活動の充実などへの取組など、交通安全について住民全体で取組を実施していく必要があります。

【方　針】

1　住民一人ひとりの防犯意識の向上を促し、犯罪発生の未然防止に努めます。
2　地域防犯力の向上のため、情報発信体制の整備や地域コミュニティ基盤の充実を図ります。
3　関係機関（警察・消防等）との連携を緊密にし、安心で安全なまちづくりに努めます。
4　交通安全教育、啓発活動を重点としながら交通安全運動を推進します。
5　地域ぐるみの交通安全運動を進めるため住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
6　見通しの良くない交差点や事故の危険性のある箇所への対策に努めます。

【施　策】

1　期別交通安全運動の実施
　・新入学児安全啓発の実施
　・4期40日間交通安全運動の実施
2　巡回広報及び各啓発活動の推進
　・天塩町交通安全運動推進協議会への協力支援及び協働
　・その他関係団体等との連携強化
3　高齢者、幼児・児童・生徒に対する交通安全教室の実施
4　飲酒運転根絶を図るための取組の実施
　・事業所及び飲食店への訪問啓発活動の実施

秋の交通安全出動式

交通安全人波運動

（5）シェアリングコミュニティ構想の推進

①シェアリング意識の啓発・高揚の推進

【現況と課題】

本町は、2016年度（平成28年度）よりシェアリングエコノミー（※）の普及・推進の目的に、シェアリングコミュニティ天塩モデル構築プロジェクトを実施しています。本事業は、使われていない資産の有効活用をすることによりかつて地域コミュニティにあった「相互扶助」を再興し、少子高齢化・人口減少の進む本町の状況を背景にICTを活用した新たな地域社会を構築することを目的としています。2017年（平成29年）6月に発表された政府の新成長戦略「未来投資戦略2017」の中では、シェアリングエコノミーが地方自治体の行政課題を解決する重要な施策であると位置づけられており、日本全体において普及・推進が求められています。

しかしながら、シェアリングエコノミーへの関心・認知については町全体に行き渡っていない状況から、本町の事業に対する理解・協力が不足しているのが現状です。

（※）「シェアリングエコノミー」とは、物やサービス・場所などを多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組みをいいます。

【方　針】

1　シェアリングエコノミーへの関心・認知度の向上

2　相互扶助による地域の「思いやり」インフラ再構築（ライドシェア（※））の充実

（※）「ライドシェア」とは、空いている座席を活用し、自動車の所有者・運転者と移動手段として自動車に乗りたい者が相乗りすること。または、相乗り需要をマッチングさせるソーシャルサービスの総称をいいます。

需要者の移動目的の達成と、所有者・運転者の移動にかかる経費（燃料費）の節約と双方にメリットがあることから、安価な交通手段として欧米では広く浸透しています。

3　場所に捉われない働き方改革の推進（クラウドワーキング（※））

（※）「クラウドワーキング」とは、企業などからの業務の一部について、フリーのワーカーが在宅で業務を請け負うワーキングスタイルのことをいい、時間と場所に捉われない新しい働き方として注目を受けています。

自分らしい生活ベースを維持しながら仕事ができる事から、育児中の主婦や退職したシニア世代のワークライフバランスを保ちながら働くことが可能な労働形態と言えます。

【施　策】

1　登録者・利用者の増などによる事業定着化の推進

2　シェアリングエコノミーに対する認知度の向上

3　有形・無形資産の活用方法の掘り起こし

働き方セミナー風景

テレワークセミナー

②移動のシェア

【現況と課題】

本町における生活圏である稚内市には、直行する公共交通機関がなく、車を所有していない、または運転できないいわゆる交通弱者にとって生活に不便な環境であったことから、2017年度（平成29年度）より天塩～稚内間におけるライドシェアによる新たな交通手段の確保としてソーシャル企業と提携し、相乗り交通事業の実証実験を行いました。町民ドライバーによる稚内市への直行定期便に準ずるルートとして構築し同年11月から本格導入した本事業は、ICTを活用した地域課題解決の先進事例として、各メディアや他自治体からの関心も高く、今後自治体間の横断的展開も見込まれる事業として国も注目している事業の一つとなっています。

一方で、少数のドライバーに依存していることや、移動の目的が通院のみに限定されるなどの誤解が少なからずある状況から、さらなる仕組みの周知、普及促進に向けた取組が必要です。

【方　針】

1　全国的に同様の交通課題をもつ自治体が多いことから、周辺他自治体への横断的展開も視野に入れつつ本事業の定着・充実を図ります。

【施　策】

1　登録者・利用者の増などによる事業定着化の推進
2　広報等による事業認知度の向上
3　地域モビリティ確保の先進事例として他自治体への横断的展開

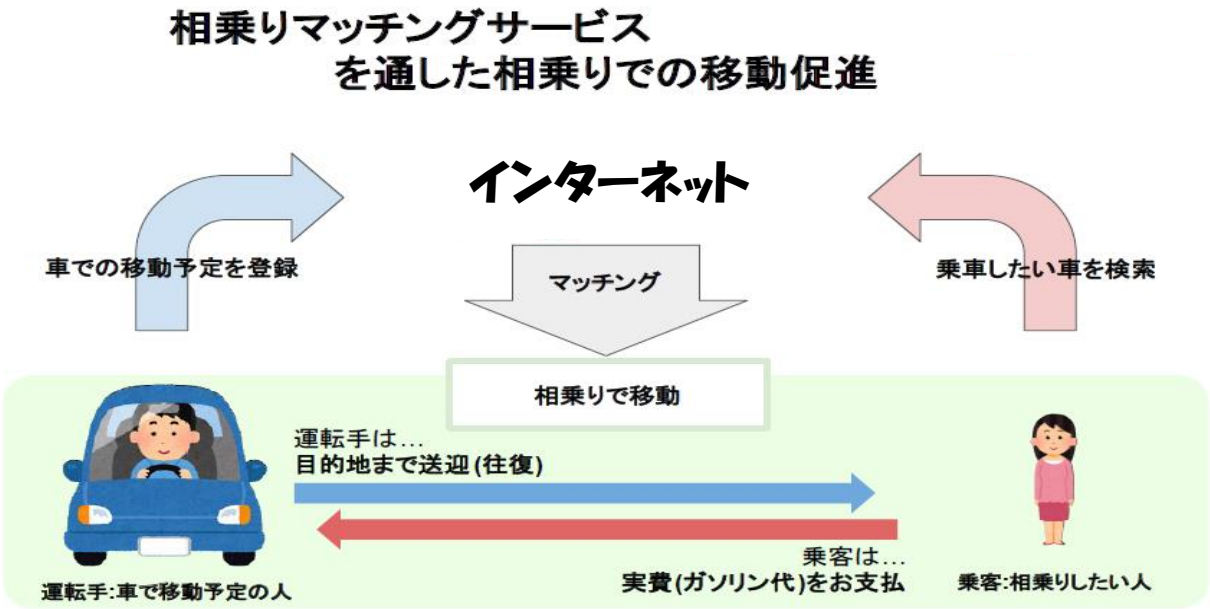

③知識のシェア

【現況と課題】

高度な情報社会が急速に進展する中、将来を担う青少年においてICTなどの技術に対応する能力や情報を活用する能力を必須とする社会が近い将来訪れると考えられます。また、プログラミング教育が学習指導要領において必修化されるなど教育の情報化も進んでいるのが実態です。

本町においては、情報社会に対応するため、電子図書やICTを活用したスポーツ教育の推進を目的としたICTスマートコーチシステムの導入など、ICTツールを活用した教育の基盤整備に取りかかり、次世代の社会において活躍できるよう町の将来を担う地域の青少年に対する人材育成を推進しています。

道北にある本町と都市部の間にある情報を得る機会などの地域格差は通信インフラの発展により解消されつつありますが、これらをうまく活用し、その時代や地域環境に即した教育に結びつけてこそ次の時代への発展に繋がるものと考えます。

【方　針】

１　子どもたちが適切な情報活用能力を身につけるために、学校、地域、家庭においてICT環境を浸透させることが必要であり、情報化に対応できるよう、指導者等の資質向上に対する取組が必要です。また、当町において導入しました電子図書を活用した英語教育の推進、ICTスマートコーチシステムを活用した元プロ選手等によるスポーツ指導を通じた健全な青少年の育成を推進します。

【施　策】

１　ネットワーク環境及び利用環境の整備
２　学校教育と連携・協働した計画的な情報化教育の推進
３　ICT教育指導者の養成
４　ICTツールの積極的な利活用の推進

天塩町社会福祉会館図書室（電子図書館）

基本目標2　活気あふれるまちづくり

（1）産業の振興

①農業の振興

【現況と課題】

本町の農業については、畑作混合農業から北方寒冷地に適した酪農・畜産を振興し、今日まで北海道北部の酪農地帯として、また、地域経済を支える基幹産業として発展してきました。

しかし、酪農・畜産業をめぐる諸事業は、TPP（※）やEPA（※）など乳製品等の関税削減・撤廃による輸入乳製品の増加、経営主の高齢化や後継者不在による離農、担い手不足など、農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増しています。

このような情勢の中、国際競争に対応できる足腰の強い農業経営を確立するため、農業の基本的経営基盤である草地の生産性確保のための基盤整備や生産施設を計画的に整備することにより、良質な自給飼料の生産拡大や飼料管理の改善及び合理化、形成の効率化による労働負担の軽減を図るための農作業の分業化と農業生産法人の育成、先進技術と優れた経営感覚を備えた担い手の育成・確保、安全安心な生乳・肉用牛の生産とコスト削減などによる経営体の強化が必要になってきています。

また、国際的規模で環境保全への関心が高まりを見せる中、農村生活環境整備と生産基盤整備の一体的な取組を図り、環境に配慮したやさしい農村づくりを進めることも必要です。

さらに、今後も安全・安心な牛乳と肉用牛を継続して生産・供給していくため、関係機関との連携を強化し、管理の徹底を促進していくことも必要です。

（※）「TPP」とは、Trans-Pacific Partnership Agreement の略称で、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした協定をいいます。

（※）「EPA」とは、Economic Partnership Agreement の略称で、さまざまな経済領域での連携強化・協力の促進など含めた条約（経済連携協定）をいいます。

【方　針】

1　計画的な草地整備を推進することより農業の基礎である農地の機能の向上と、規模拡大や施設整備等による乳量の増加、乳質をより良くしていくことによって、経営の安定化及び農業者の所得向上に繋がり、農業情勢に左右されない安心して経営していける足腰の強い農業の確立に努めます。

2　農休日を確保することにより肉体的・精神的ストレスの解消を図り、経営改善によるゆとりある農業経営を推進します。

【施　策】

1　足腰の強い農業の確立
- 畜産振興に係る支援

2　ゆとりある農業経営の推進
- 労働負担の軽減
- 農業振興に係る支援

3　農業基盤の整備
- 生産基盤（草地・土地）の計画的な整備と推進
- 営農環境整備の推進
- 土地改良施設の適正管理

②水産業の振興

【現況と課題】

本町の漁業は、サケ・ヒラメ・カレイ・タコ・ホッキをはじめとした海面漁業、シジミ・ワカサギなどの内水面漁業を主体に経営が図られていますが、近年の漁業を取り巻く環境は、資源の減少と水産物輸入による価格低迷、さらに、漁業従事者の高齢化が進み厳しい状況になっています。

中でも、本町の特産品となっているしじみ貝は、その資源量が最盛期と比べ大きく減少しており、資源の枯渇を防ぐため、生体メカニズムや環境に係る調査など、その原因究明が急務となっています。

このため、計画的な「つくり育てる漁業」へのさらなる強化を進めるとともに、漁業の近代化や生産基盤施設の整備を推進し、輸入攻勢や価格低迷に対抗できる体制を整えていく必要があります。

水産加工品については、しじみ・サケの加工品等を用い市場への開拓を進めているところですが、他の製品についても付加価値を高め、独創的なブランド製品の開発や販路の拡大が求められています。また、輸送技術の進歩により、価格面から優位な活魚の流通が拡大していることを受け、これらへの対応についても検討していく必要があります。

【方　針】

１　本町の水産業を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、漁業環境整備など、限りある水産資源を守り、育てる漁業を基本とした栽培養殖漁業の推進など、より一層「つくり育てる漁業」に取り組むとともに、施設の近代化など操業の負担軽減・効率化を推進し、漁業資源の継続的な確保及び漁業経営の安定化及び生産性の向上を図ります。

２　広報事業及び教育分野など、多方面への協力による漁業に対する普及啓発や販路の開拓・拡大、付加価値の創出に努めます。

【施　策】

１　漁業生産基盤の整備
- 漁業関連施設の整備促進
- 漁場保全と造成の推進

２　栽培・養殖漁業の推進及び管理
- 魚介類の増養殖事業の推進
- 資源保護と育成対策の推進
- 栽培漁業技術の開発推進

３　たくましい漁業経営の展開
- 生産コスト低減や効率的操業の推進
- 漁業士（※）などリーダー人材の育成と担い手の確保

（※）「漁業士」とは、地域漁業を担う中心的漁業者として、また、地域漁業者に対する漁業技術の向上、経営改善等の指導活動を通じ、地域における漁業生産を支える人材の確保・育成に貢献する者をいいます。

- 付加価値化と地域ブランド化の推進
- 販路開拓及び拡大の促進

サケ漁

しじみ漁

③森林づくりの推進

【現況と課題】

本町の森林は、町総面積の約53%を占めており、そのうち約48%が人工林となっています。人工林は今後の生育に伴い利用可能な間伐材の増加が見込まれ、また、近い将来には主伐（※）時期を迎えることもあり、資源の循環的な利用に向けて需要の拡大を図っていくことが必要な時期に来ています。

しかし、厳しい気象条件等により林木の品質が低いことや木材価値の低迷等による林業採算性の悪化などから、小規模な森林所有者を中心に森林づくりに対する意欲や関心が薄れ、今後、災害の抑制、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止をはじめとした森林の持つ様々な機能の発揮や貴重な資源の有効活用がなされないことが懸念されます。

このことから、農業や漁業など地域の基幹産業を支え、森林の公益的機能を十分に発揮できる森林づくりを実施していくため、効率的な森林整備を目的として路網等の基盤整備や施業集約化等による事業コストの低減を推進するほか、林業担い手の育成を図っていくことが重要です。

（※）「主伐」とは、次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採をいいます。

【方　針】

1　地域の特性、自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林と木材等の生産機能の維持増進のため森林の区域を設定し、計画的な森林整備の推進を図ります。

2　伐採後及び無立木地（※）における植栽を推進し循環的な森林環境整備を図るとともに、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図ります。

（※）「無立木地」とは、樹冠の投影面積が30%未満の土地をいい、伐採跡地と未立木地に区分されます。

3　私有地について、2019年度から新たに導入される森林環境譲与税を有効に活用し、森林経営計画の策定及び森林整備の推進を図ります。

【施　策】

1　多様な森林整備
- 町有地における造林、天然林改良及び保育管理
- 林道及び基幹作業路の整備
- 計画的な森林施業の推進

2　活力ある林業経営の展開と森林環境譲与税の有効利用
- 森林経営計画の策定推進
- 民有林施業の負担軽減
- 林業担い手の育成

3　魅力ある森林づくり
- 保健とレクリエーション活動とのコラボ推進
- 森林を活かした自然体験学習の推進

間伐（産士町有林）

④担い手対策

【現況と課題】

本町における主産業である農業において、高齢化や後継者不足を理由に農家戸数が年々減少の傾向にあることから、地域における乳牛・乳量の確保が困難になりつつあります。

法人化による大規模経営により、乳牛・乳量の問題について一定の効果が見込まれるものの、個人農家の離農は年々増加しており、人口減少、地域コミュニティの崩壊が将来起きることが懸念されます。

新規就農者確保、農業後継者の花嫁対策など農業担い手対策を講じることにより、農家戸数の減少に歯止めをかけることが期待され、また、農業実習生・研修生などの受け入れ体制を整備、誘致することにより定住対策の効果にも期待できるため、担い手対策は本町の基幹産業を支えるうえで大切な課題の一つです。

【方　針】

１　本町の主産業である農業の振興を図るため、新規就農者、農業実習生・研修生及び農業後継者など、農業担い手の確保及び農業後継者の花嫁対策を推進します。
２　定住対策と併せた農業実習生・研修生の受け入れ体制の整備を図ります。

【施　策】

１　新規就農者等誘致に係る各種支援
・各種補助金による財政支援
２　農業後継者（独身青年）を対象とした婚活イベントの実施
・関係団体との連携・協働
３　農業実習生・研修生などの受け入れ体制の整備
・拠点施設の整備

農縁結びツアー（婚活）

新規就農フェア（新規就農者募集）

⑤第6次産業の推進

【現況と課題】

酪農・畜産、漁業等の第1次産業は、本町の経済を支える主産業であり、経済活動の発展基盤として今後も欠かすことのできない産業です。

近年、消費者の生活文化スタイルの多様化や流通のグローバル化に伴う嗜好の変化等により、農水産物へのニーズも生鮮物のほかに、工夫された付加価値の高い加工品に向けられるようになっているため、６次産業化の重要性が高まっています。こうした背景を受け、本町においても様々な農水産物を利用し6次産業化を進めていますが、さらなる発展と「天塩ブランド」の確立に向け、ノウハウを持つ他業種との連携など町全体の取組が必要です。

【方　針】

１　様々な農水産物を利用した6次産業化を推進するため、農水産業者への協力、支援を図ります。
２　他の産業との連携による推進組織の設立に努めます。
３　新規の特産品開発による経済活動の発展を目指します。

【施　策】

１　6次産業化の推進
・各種イベントへの出店及びPR活動の強化
・農水産物の加工研究及び出品化の取組に対する支援及び環境整備
・産、官、学等の連携による6次産業化推進組織の設立

（2）商工業の振興

①商工業の振興

【現況と課題】

本町の商業は、消費人口の減少とともに大規模小売店の進出や町外への購買力の流失、消費者ニーズに応じきれないなどの理由から、地元小売業を取り巻く経営環境は益々厳しくなっている状況です。商店の多くは、経営基盤の弱い小売業で、経営者の高齢化や後継者不足など、多くの課題を抱えており、経営の安定化や商店街の活性化を進めるためには非常に厳しいものがあります。

地域活力の顔となる商業の活性化を図るためには、関係機関との連携を強め、人材の育成や経営基盤の強化を進めるほか、地場産品の積極的な活用など消費者ニーズに対応できる体質改善やサービス向上など、消費の向上や活性化に結びつく活動を図る必要があります。

また、本町の工業については、長期化する景気の低迷や公共工事の縮減等の影響から、業績が縮小傾向にあり、経営の合理化や加工製造技術の向上を図り、付加価値の高い商品開発と販路拡大に努めていく必要があります。

近年、若年人口の減少と高齢化などによる労働力不足が問題となってきています。建設業をはじめ基幹産業である農業などで労働力や担い手の確保に苦心しており、関係機関と連携を図って労働力不足の課題に取り組み、安定した経営と労働生産性の向上につなげていく必要があります。

また、就労機会については、季節労働者の通年雇用化に向けた取組を関係機関と連携して進めるとともに、地域に密着した雇用の確保、企業誘致など就業の場の創出に努める必要があります。

【方　針】

1　経営基盤の強化と魅力ある商店街づくりを目指し、各種融資制度などによる財政支援や商工会機能の充実に対する支援を推進します。
2　設備の近代化や経営体質の強化を促進するほか、新たな商品開発や人材育成などへの支援を図り、活力ある地場産業の育成と振興に努めます。
3　異業種間の交流を推進し、地域全体の産業活性化を図るため必要な支援等に努めます。
4　労働者確保や雇用対策の推進、企業等の誘致や新規起業者への支援を図り、新たな雇用の場の創出に努めます。

【施　策】

1　経営基盤の強化と魅力ある商店街づくりの推進
- 中小企業融資特別制度及び利子補給制度の継続及び活用の推進
- 地域振興及び経営改善に係る財政支援

2　活力ある地場産業の育成と振興の推進
- 物産開発に係る支援
- 販路開拓及び拡大に係る支援

3　多様な就業環境の創出と企業等の誘致
- 起業に係る支援
- 異業種間交流の推進
- 関係機関との連携強化

②特産品の振興

【現況と課題】

本町では、農漁畜産物の地域資源を活用した6次産業化等により新商品が開発され、新たな本町の特産品が誕生しています。地域の特性を活かした付加価値の高い特産品の開発で地域ブランドを確立し、町内外へ販売・PR・情報発信を行い、特産品の知名度を上げていくことで事業者の売上が向上し、地域のイメージアップや地域経済の活性化、観光客の満足度の向上につなげていくことが重要となります。

また、ふるさと納税返礼品として活用し、全国に向け特産品のPRを行っていくことが必要です。

【方　針】

１　地域資源を活用した新たな商品の開発や研究に対する取組を継続して行います。

２　都市部で開催される物産展等に積極的に参加し、特産品を媒体に本町に対するＰＲ活動を通じて、全国的な認知度を高めるとともに、商工業や観光の振興などと結びつける取組を図り、地域経済の振興に努めます。

３　地域ブランドの確立のため、特産品開発や地元産業と販売業者との仲介など、必要な支援を図り、安定的な販路の開拓及び拡大に努めます。

【施　策】

１　地域資源を活かした特産品開発
- 物産開発促進事業補助金の継続

２　販路開発及び拡大の推進
- 物産展、物産関連イベントへの参加促進
- 都市部のアンテナショップなどへの出店
- 販売者との連携に関する支援

③地域経済の活性化

【現況と課題】

本町の店舗数は、商店を取り巻く環境の変化、経営者の高齢化や担い手の不足から減少傾向にあり、今後もその流れが進むことが懸念されるところであり、商業の活性化に向けその減少を緩和するための対応が必要です。また、長引く景気低迷、住民のライフスタイルやニーズの変化により商店へ足を運ぶ方が減り、それに比例して売上額が減少している状況にあります。このため、店舗の魅力向上など集客の増加を図る取組が喫緊の課題であり、消費者と商業者のふれあいや商店街の賑わい創出を通じてまちづくりを進めていくことが必要です。

また、今後、高齢化の加速が予想されますが、このような状況を背景に、高齢者や障害者、子育て家庭などの買い物弱者への対応を図っていくことも必要となっています。

商工団体や商業者との連携を図りながら、社会情勢の変化や商業の実態を的確に把握し、商業者への支援を行い地域経済の活性化を図ることが重要です。

【方　針】

1　各店舗が創意工夫を凝らし、立ち寄ってみたいと感じる魅力ある店舗づくりに取り組み、消費の促進を目指します。
2　商店街と地元住民の密着したイベント等の実施により、地域の活力やコミュニティの持続・向上を図ることができるよう支援し、商店街機能の向上と街なかの賑わい創出を目指します。
3　商業を通じたまちづくりの推進を図るため、商店や商工団体等商業者間の連携強化と、高齢者等の買い物弱者の利便性の向上を目指します。

【施　策】

1　町内消費の促進・消費流出の抑制
- 店舗の魅力向上による消費の促進
- 販売力、サービス力、集客力の向上
- 経営基盤の強化

2　人材の育成と新たな活力の創出
- 担い手の確保や若手経営者の育成
- 新規開店、開業の促進

3　消費流入の促進
- 観光客による消費流入促進
- 特産品等の販路拡大

4　商店街の整備
- 利用者の利便性向上
- 景観向上、環境美化の推進

5　商店街機能の向上と賑わい創出による活性化
- アンテナショップ設置によるコミュニティ機能の向上
- イベントによる商業地域の活性化

6　店舗間の連携推進
- 連携協力による営業の推進
- 個店と大型店が協調した環境づくり

7　買い物弱者への連携した対応
- 買い物をしやすい環境づくり

（３）観光の振興

①観光の振興

【現況と課題】

本町における観光客の入り込み客は、ほとんどが通過型で夏季に集中している状況にあります。てしお温泉「夕映」は、リニューアルオープン以来、宿泊客が増加傾向にあり好調である反面、「道の駅てしお」やその他の観光施設の利用者数は伸び悩んでいるのが現状となっています。

観光は、宿泊、運輸、飲食、小売、その他のサービス業、さらには農林水産業など幅広い産業に波及する裾野の広い総合産業となりますが、現在では地域経済への波及効果は必ずしも大きなものとなっていない状況です。観光分野は地域のイメージアップを図るとともに、住民と来訪者の間に新たな交流をもたらし、幅広く産業を活性化させる側面を有していることから、積極的に推進していくことが重要です。

自然や歴史、文化、食など本町にある資源を磨き上げ、新たな魅力を付加していくことにより、「天塩ブランド」を確立し発信していくことが求められています。観光宣伝や観光案内について、あらゆる機会を通じて誘致宣伝に努め、町民のホスピタリティ意識の高揚を図り、観光ボランティアの育成に努め町全体で観光に取り組む必要があります。

観光客の満足度を高め、質の高い滞在型観光メニューの充実を図るなど、地域に波及効果がもたらされるよう努めていかなければなりません。

【方　針】

１　観光客のニーズを敏感に察知し、天塩ファン、リピーター獲得のため、来訪観光者に癒しを提供し、誰もをやさしく迎える観光地づくりに努めます。
２　郷土を理解し、わが町を誇れる心を醸成し、次代の観光を担う人材育成に努めます。

【施　策】

１　多様化する顧客ニーズの的確な把握
- 顧客に対応した宣伝の推進
- 利用者アンケートの実施

２　地域の特性を活かした滞在型観光の推進
- 体験プログラムの充実
- 受け入れ体制の整備

３　天塩ブランドの確立と観光メニューの充実
- 地域特産物の開発
- 食・学び・癒し・遊びなどの観光メニューの多様化

４　観光案内の充実
- 観光案内板の設置

しじみ祭り

②観光ＰＲとイベントの充実

【現況と課題】

天塩川や日本海、そして牧場風景など豊かな自然を有する本町は、観光パンフレットやホームページによる観光情報の発信に努めるとともに、自然に親しむ観光振興を行ってきたところです。例年7月に開催する本町最大のイベントしじみ祭りや秋の味覚まつり、天塩川港まつりが地域に根付いたイベントとして定着していますが、水産資源の減少により、今後のイベント開催が懸念される状況も考えられます。

観光客の減少や観光スタイルの変化に対応するためには、新たなメニューや観光ルートの開発などが考えられ、また、観光施設や観光スポットなどの積極的な情報発信、観光資源の再発掘への取組が求められています。

【方　針】

1　何度も訪れたくなる魅力ある観光地に向けた対応策を検討し、多様な媒体を通じ効果的な情報発信や都市部での観光物産展へ積極的に参加し、観光情報の発信に努めます。
2　観光団体や他市町村との連携を図り、広域観光の充実を目指した観光プロモーションを推進します。
3　地場産品と観光を結びつけ、魅力あるイベントの実施などによる観光客の誘致に努めます。

【施　策】

1　効果的な観光情報の提供
- ICTを活用した情報発信
- 都市部イベントへの積極参加によるPR

2　既存イベントのブラッシュアップ
- 興味を引くイベントの開発

3　地域の特性を活かしたイベントの育成
- 体験型観光イベントの開発
- ホスピタリティの涵養とサービスの向上

③観光資源の保全

【現況と課題】

本町の観光資源は、てしお温泉「夕映」や川口遺跡風景林があり、その他では、鏡沼海浜公園、天塩川河川公園、いつくしま公園、ミレニアムパークなどの各エリアが整備されており、観光地として町内外からの利用があります。また、しじみ祭りなど個性に満ちたイベントの開催により集客が図られてきました。

人は美しい自然や歴史的に価値の高い遺跡などに憧れ、遠く海外にまで旅行します。こうした「見る、学ぶタイプ」の観光活動の対象となるものが≪観光資源≫であり、大きく分類すると「自然系資源」と「人文系資源」に分かれます。客観的な評価を基にして、地域の観光ポテンシャルを把握するとともに、観光資源と認知されていない地域資源や「食」「体験」など見るだけにとどまらない要素をどう評価し、観光地づくりに生かしていくか、また、資源単体のみならず、地域としてどのようにマネジメントしていくかについても重要な課題です。

今後は、観光資源を連携させた観光ルートの確立や、利用ニーズに合わせた環境整備を進めることにより、四季を問わず更なる交流人口の拡大を図っていく必要があります。

【方　針】

1　自然環境を活かした観光資源の発掘と事業の展開を図ります。
2　四季を問わず活用できる観光資源の確立に努めます。
3　既存資源の保全を行いつつ、新たな光を当てるため利用ニーズに合わせた活用方法を検討します。

【施　策】

1　観光施設等の整備と観光ルートの活用
- 施設長寿命化対策を目的とした個別施設計画の策定
- 道北管内全体の周遊ルート確立のため、国道等の整備要望活動の継続

2　利用ニーズに合わせた環境整備
- 外国人観光客にスポットを当てた観光ニーズの把握

3　地域資源の保全
- 地域資源の適切な把握と保全
- 地域資源のマネジメント検討

基本目標3　いきいきと暮らせるまちづくり

（1）保健・医療の充実

①健康づくりの推進

【現況と課題】

町民の誰もが健康で幸せな生涯を送ることができる「健康長寿社会」を目指していくためには、町民一人ひとりが健康への関心を高め、身体的・精神的な健康の保持増進に努められる環境整備と、町民のニーズに応じた健康づくり活動の充実を図ることが大切です。

今後は、急速に進む少子高齢化に伴い、多様な生活習慣を背景とする疾病の発症及び要介護者の増加による医療や介護にかかる費用負担は増大していくことが予想され、健康寿命の延伸を図る必要があります。

本町では、「健康てしお21」を推進し、「親と子」「思春期」「成人期」「高齢期」全てのライフステージにおいて、町民主体の健康づくり活動を展開しています。しかし、塩分や糖質の摂りすぎ、欠食、運動不足、喫煙等の課題は大きく、今後も生活習慣の見直し、改善に繋げる取組が必要です。また、感染症対策として、インフルエンザや麻しん風しん等の予防接種の充実を図り、未接種者を減らしていくことも必要です。

また、近年では「こころ」の健康問題の背景として、病気への不安、育児・介護負担、経済的問題、人間関係の問題など複雑化してきており、メンタルヘルス対策や自殺予防などへの対策が求められています。

【方　針】

1　全ての町民が心身ともに健康で元気に暮らすことができるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とした町民主体の健康づくりを推進します。
2　感染症の発生・まん延を防ぐため、乳幼児や児童・生徒、高齢者等を対象とした予防接種体制の充実を図ります。
3　「こころ」の健康に関し、国が義務付けた自殺対策計画の策定を通し町の課題を掘り起し、生きることの包括的な支援を検討し体制の整備を図ります。

【施　策】

1　町民主体の健康づくり活動の推進
- 「健康てしお21」の推進
- 行政・関係機関・町民が協働した健康づくり活動の実施
- 生活習慣病改善のための情報提供と普及啓発
- 食育推進活動の充実
- 教育委員会や民間と連携した運動に取り組みやすい環境づくり

2　感染症等の疾病の予防
- 定期予防接種、任意予防接種に係る助成の拡充
- 受けやすい予防接種体制の整備

3　こころの健康づくりの推進
- 自殺対策計画の策定・推進
- ゲートキーパー（※）研修の開催
- 役場庁舎内、庁内関係機関の連携
- 支援体制の整備

（※）「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが出来る人のことで、言わば「命の門番」と位置付けられる人のことをいいます。

②健康診断・各種検診の実施

【現況と課題】

近年、若い世代でも糖尿病や高血圧等の生活習慣病やがん等の病気が悪化し、合併症の発症や重症化により、仕事や日常生活に多大な影響を与えるケースが増えてきており、疾病の早期発見・早期治療が重要です。

本町では、特定健診（基本健診）・がん検診・骨粗しょう症検診等の各種検診を実施しています。特定健診においては、2017年度（平成29年度）より健診料金を無料化するとともに、町立病院との連携を図ることにより受診率は向上しています。しかし、特定健診対象者のうち、病院に受診していない方が約2割いることから未受診者の掘り起こしと受診勧奨が必要です。

また、がん検診の受診率は全てのがんにおいて低下しており、受診しやすい検診体制の整備と未受診者への受診勧奨の強化が必要です。

母子保健においては、疾病や発達障害等の早期発見と育児支援を図るため、乳幼児健診、1歳6か月・3歳児健診、5歳児健診を実施しています。近年では発達障害が疑われる乳幼児が増えてきていますが、十分な療育の機会がないまま就学し、思春期の時期に2次障害に繋がる子どももいることから、認定こども園や子育て支援センター、子ども発達支援センターとの連携を図り、乳幼児期から疾病や障害等の早期発見と早期療育につなげる仕組みが必要です。

【方　針】

1　成人期における特定健診・がん検診等の各種検診を充実させ、町民が必要な検診を受けることにより、疾病を早期発見するとともに自らの健康を振り返る機会とします。
2　母子保健において、乳幼児健診、1歳6か月・3歳児健診、5歳児健診の実施体制を充実させるとともに、各関係機関と連携を図り、子ども達が健やかに育ち、安心して子育てができるよう支援します。

【施　策】

1　特定健診・基本健診の充実
- 未受診者の掘り起こしと受診勧奨
- ITを活用した申し込みの受付
- 重症化早期発見のための二次検査の実施
- 健診事後フォローの充実
- 町外で受診する健診の助成

2　がん検診の充実
- 受診しやすいがん検診体制の整備
- 節目年齢に対する個別案内

3　乳幼児健診等の充実
- 乳幼児健診の充実
- 健診事後フォローの充実
- 関係機関との連携強化

③健康相談体制の確立

【現況と課題】

少子高齢化や核家族化により、生活習慣や生活スタイルが多様化し、町民の健康に対する意識も変化しています。また、スマートフォンやインターネットの普及による高度情報社会となった反面、健康に対する情報も氾濫気味となり、正しい情報の取得が難しくなってきており、個人のニーズに応じた相談対応・情報提供が求められています。

本町では、定例健康相談をはじめ、高齢者が集まるサロンや町内会・事業所に出向き、健康に関する相談を行っています。しかし、相談窓口は十分に町民に周知されているとは言い難く、必要な方が必要な支援を受けられていないことが懸念され、健康相談の体制を見直し、充実させるとともに、相談窓口や相談方法のさらなる周知を行っていくことが必要です。

また、生活習慣病の発症及び重症化の予防を目的として、健診の結果から精密検査や生活習慣改善の必要がある方には、結果説明会や来所・訪問による保健指導を実施しています。その結果、生活習慣を見直し健診結果が改善した方もいますが、糖尿病重症化リスクの高い方や人工透析予備軍といわれる方も多く、さらなる積極的な介入が必要と考えています。

【方　針】

１　全ての町民が健康に関する相談を気軽の受けられるよう、健康相談体制を充実させるとともに、相談窓口の周知徹底を図ります。
２　生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、個々に合わせた情報提供・保健指導が実施できるよう保健師・栄養士等の専門職のスキルアップ等、保健指導体制の充実を図ります。

【施　策】

１　健康相談の充実
- 定例・定例外健康相談の実施
- 町内会や各団体、事業所等での健康相談の実施
- 若い世代が相談しやすいメール等での健康相談の実施
- 各種相談窓口の周知

２　保健指導体制の充実
- 特定保健指導及び健診結果説明会の充実
- 保健師、栄養士等の専門職保健指導スキル向上と体制整備

健康相談

④安定的な医療体制の確保

【現況と課題】

町立病院は、1995年（平成7年）6月に新築移転以来、大規模改修が行われておらず、暖房・発電機・警備システム・水道設備・外壁・屋上防水改修、医師住宅等の修繕のほか、医療機器の更新も控えている状況です。

医療体制としては、外科、内科のほか、出張医外来として、眼科（月2回）、小児科（月1回）、婦人科（月1回）を名寄市立総合病院などの協力により開設していますが、常勤医については、2018年（平成30年）現在、整形外科医1名により内科の診療も行っていることから医師確保は慢性的な課題となっています。また、国から介護療養病床廃止方針が出され、介護職員や医療スタッフの確保も困難なことから、経営の効率化を図るため2018年度（平成30年度）から介護療養病床を休止し一般病床30床としています。

一方では、北海道医療計画（北海道地域医療構想）にあります近隣病院との疾病構造の分析に基づく診療連携、病院規模（病床）、診療科目など重複を避ける検討が求められています。

このような中、一般会計からの繰入金なしに収支の均衡を図ることが困難なことは、不採算地区病院の宿命ともいえますが、国の基準に基づいた施設基準の維持を図るため、必要な職員数を随時検討し、適正配置に努めなければなりません。

今後も、町内唯一の医療機関としての役割を踏まえ、将来的な町立病院のあり方を見据え協議検討を重ねていく必要があります。

【方　針】

1　町民に真に必要な医療サービスの検討と、それに伴う医療機器の選定及び更新を図ります。
2　老朽化した施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修に努めます。
3　近隣医療機関との医療連携を検討し経営の効率化を図ります。
4　福祉・介護・医療のバランスのとれた連携に努めます。
5　病院の新築移転経費の大部分を起債（※）により充当しており、その償還が終了する2024年度以降、一般会計からの繰入金も大幅に減少する見込みとなっており、町民から求められる医療サービスの提供と求められる病院のあり方について、積極的かつ具体的に協議検討を続け、適切な病院運営に努めます。

（※）「起債」とは、国債、地方債などの債券を発行することをいいます。地方債の種類はその目的により複数あり、病院建設事業に関しては、病院事業債及び過疎対策事業債を充当しています。

6　予防医療に力を入れ、地域におけるかかりつけ医としての役割を担い、専門外来が必要な患者に対して適切な対応に努めるとともに、治療後や緩和医療についても地域で看取りができるよう役割を担っていきます。

【施　策】

1　適正な医療体制の確保
- 医療従事者の安定的な確保及び適正配置
- 適正病床の検討

2　医療環境整備の推進
- 医療・介護・福祉の密接な連携の推進
- 近隣医療機関との連携推進
- 医療機器、消防・防火設備等の計画的な更新
- 医療従事者の知識・技術向上に向けた取組の促進

3　運営改善の推進
- 経費削減、低減に係る取組の促進

天塩町立国民健康保険病院

⑤社会保障体制の充実

【現況と課題】

医療技術の目覚ましい進歩と少子化の進行に伴い、本町の高齢化率（※）は2017年（平成29年）3月末現在33.52％と非常に高く、厚生労働省の推計では8年度の2025年には40.48％と10人に4人が65歳以上の高齢者となることが推計されています。

今後も少子高齢化が進むことからも、医療及び介護における保険給付や年金支給額が増加することが予測され、安定的な運営と持続可能な社会保障制度となるよう、それぞれへの対応が求められています。

国民健康保険においては、2018年度（平成30年度）より財政運営を都道府県が担うこととし、保険料（税）の地域格差の是正を図っており、今後さらに増大することが見込まれている介護保険制度と同様に保険者自らの努力によって保険給付の適正化に資する取組や高齢者が介護が必要になった状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう地域全体がサポートし合えるよう、医療・介護・福祉・地域が一体的となった地域ケアシステムの構築が求められています。

後期高齢者医療保険においては、2割負担の創設の検討や保険料額の見直し、高額療養費の引き上げなど、社会保障制度として今後とも継続可能な制度とするべく各世代間の負担の公平性を図ることが求めれています。

また、国民年金においては年金保険料確保のため年金受給資格期間を10年に短縮するなどし、老後の安定した収入確保に向け変革が行われています。

このほか、疾病やその他の理由などにより、生活に困窮する方への安定した生活の確保社会的な自立に向けた相談・指導体制について充実が求められています。

（※）「高齢化率」とは、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことをいいます。1935年（昭和10年）の日本の高齢化率は4.7％でしたが、出生率の低下や医療の進歩などによる死亡率の改善により高齢化率が上昇したと言われています。また、進行速度についても世界に例をみない速度で進行しています。

【方　針】

1　安定的な運営と持続可能な社会保障体制を図るため、各制度における適正化への一層の取組を実施するとともに、各社会保障制度の理解醸成を図り、適正かつ公平な保険料（税）負担について努めます。
2　医療・介護・福祉・地域が一体となり切れ目のない支援体制の構築を図ります。

【施　策】

1　国民健康保険
- 保険給付費適正化対策の推進（医療費分析、レセプト点検、ジェネリック薬品の推奨）
- 特定健康診査受診率の向上対策の推進
- 保険税収納率向上に向けた徴収対策の強化

2　介護保険
- 保険給付費適正化対策の推進
- 保険料収納率向上に向けた徴収対策の強化

3　後期高齢者医療
- 収納率維持に向けた制度理解醸成対策の推進

4　国民年金
- 制度理解醸成対策の推進
- 未加入防止と保険料納付の促進

5　生活困窮者対策
- 相談・指導体制の推進

（2）福祉の推進

①地域福祉の充実

【現況と課題】

少子高齢化や過疎化の進行に伴い、高齢者世帯の増加、地域における連帯意識の稀薄化などにより社会形態が著しく変化し、地域住民の福祉に対するニーズが増加・多様化してきています。行政による福祉サービスの提供には限界があり、住民が主体となった福祉活動が必要です。また、福祉活動を推進していくためには、地域住民それぞれが互いを支え合うことが大切であり、住民は福祉サービスの担い手であり受け手でもあります。

このことから、増大し続ける福祉ニーズに応えていくため、地域福祉の主導的役割を担う社会福祉協議会を中心に、町内会や各種団体、ボランティアなど、地域のネットワークづくりを強化していく必要があり、今後も関係機関と連携しながら住民一人ひとりの福祉ニーズに応えるサービスを提供し、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。また、福祉に関する情報提供や各種講演・講習会などの充実と住民意識の高揚を図るとともに、ボランティア組織の育成や学校と連携し中・高生のボランティア支援についても進めていく必要があります。

この数年、子育てボランティアのニーズが増えてきている傾向にありますが、ボランティア構成員が高齢化してきており、新たな担い手づくりが急がれます。また、地域が共に支え合い自立した生活を送るため、地域福祉の推進を目指す「地域福祉計画」（※）の策定についても検討していく必要があります。

（※）「地域福祉計画」とは、高齢者や児童、障害者などの分野ごとの“縦割り”ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組む計画をいいます。

【方　針】

1　地域福祉の主導的役割を担う社会福祉協議会組織の強化及び機能の充実に対し必要な支援等を図ります。
2　民生委員をはじめとした各種相談員等の活動を推進します。
3　地域住民がお互いに支え合う地域福祉の推進を図るため、指導員やボランティアの養成・確保に努めます。
　また、情報提供などによる福祉への理解、普及啓発に努めるとともに住民意識の高揚を図ります。
4　地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の策定を検討します。

【施　策】

1　地域福祉の推進
- 天塩町社会福祉協議会に対する支援等
- ボランティアなど、地域福祉担い手の養成・確保等
- 子育てボランティアの担い手養成・確保等

②高齢者福祉の充実

【現況と課題】

医療や介護の需要については、年々上昇していますが、団塊世代の方が75歳以上となる2025年（平成37年）にさらに高まることが予想されています。本町においては、65歳以上の高齢者の割合が2018年（平成30年）3月末現在で33.52％で、全国平均より若干早く2020年（平成32年）頃に高齢者人口のピークを迎えると推計されています。高齢者世帯の70％相当が一人暮らしや高齢者世帯といった状況の中、町民ニーズ調査では、介護が必要になった場合も約60％の方が自宅での生活を希望しています。

このような状況の中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、健康状態の維持と介護予防、生活支援等の居宅を中心としたサービスの基盤を整えることが必要です。また、交流や社会参加の促進と高齢者が活躍できる場の確保など、地域のつながりや共に支え合う体制をいかに構築していくかが課題となります。

本町の高齢者施設である特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ケアハウス等については、施設の運営管理を委託するなどし、施設サービスの提供に努めています。しかし、施設の老朽化が進んでおり今後の施設維持管理について検討が必要です。

また、必要な介護サービスの提供体制を維持するため、介護事業者との連携を強化していくほか介護従事者の人材確保対策を行っていくことが急がれます。

【方　針】

１　高齢者が住み慣れた地域で、心も体も健やかに生きがいを持ち、いきいきと安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを目指します。

２　共に支え合える地域づくりに努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら介護保険サービス及び介護予防の充実に努めます。

【施　策】

１　共に支え合う地域づくりの推進
- 社会参加といきがいづくりの推進
- 支え合いの仕組みづくり
- 地域による支え合いの推進
- 地域における介護予防活動の担い手の確保及び育成の推進

２　高齢者福祉サービスの推進

３　福祉施設の整備検討
- 長寿命化計画（個別施設計画）の策定

４　介護保険事業の推進
- 介護サービス事業者との連携強化
- 介護従事者の人材確保及び充実の促進
- 介護サービスが円滑に提供できる体制の構築

５　地域包括ケアシステム（※）の充実
- 認知症施策の推進
- 介護予防事業、総合事業の推進
- 相談、支援体制の強化
- 在宅医療介護連携事業の推進
- 地域ケア会議の充実

（※）「地域ケアシステム」とは、高齢者が介護が必要になった状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう地域全体がサポートし合えるようにする仕組みをいいます。

③障害者（児）福祉の充実

【現況と課題】

2006年（平成18年）の障害者自立支援法の施行から今日まで、障害者・障害児をめぐる制度は目まぐるしく変化してきました。しかし、障害のある方を取り巻く生活環境は依然として厳しく、今後はさらに「生活のしづらさ」や「生活の質」にも目を向けた支援のあり方が求められています。障害の有無に関わらず、お互いの個性を尊重しながら、自らが生まれ育った町で自分らしく、地域で役割を持ちながら生活をしていくためには、地域において必要な支援を受けながら社会参加・就労できる体制の構築が必要です。

本町では、地域生活支援拠点機能等（※）の充実を図りながら、天塩町障害者自立支援協議会において障害者就労・生活支援センターや基幹相談支援センター等の関係機関と連携して障害者福祉に対する取組を進めていますが、これまで以上に障害者の社会参加・就労についての課題の克服や障害への理解、障害者福祉に対する支援などへの取組が求められています。

児童については、心身ともに発達過程の途上であり、安易に障害の有無に関して判断することはできません。どんな子どもたちにも無限の可能性があり、その子どもが持っている力と可能性を引き出し、伸ばすことは、将来自立して生活していくためにも重要です。そのためには「障害」という目線で子どもたちを見るのではなく、子ども一人ひとりの「個性」に応じた適切な関わりを持つことが大切で、これからは、保健師やこども園、小学校等の教育機関と連携を密にし、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制を整備し、保護者の想いに寄り添いながら、子どもの個性にあったサービスを提供できる体制を構築する必要があります。

（※）「地域生活支援拠点等」とは、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるために、地域における機関が障害者等の地域での生活を支援するために役割を分担し、連携を図りながら機能を担っていく体制をいいます。

【方　針】

1　障害のある方にとって暮らしやすい町は、大人・子ども・高齢者など、誰もが暮らしやすい理想の町となります。天塩町障害福祉総合計画に掲げる「しょうがいのある人も　ない人も　思いやりと　安らぎあふれるまち　てしお」という基本理念に基づき、思いやりと安らぎが溢れる理想の町を目指して福祉・保健・医療・教育が連携し、子どもから大人までの全てのライフステージにおいて適切なサービスが受けられ、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしていける地域社会づくりを推進します。

【施　策】

1　障害者の地域生活支援
- 地域生活支援拠点を構成する有機的サービス連携の充実
- 障害者の社会参加・雇用の促進に向けた啓発、支援策の充実
- 障害者自立支援給付の円滑なサービス提供
- 地域生活支援事業（市町村事業）の充実
- 法人後見センターの設立

2　連携したサポート体制の構築
- 基幹相談センターを中心とした相談支援体制の構築
- 天塩町地域教育及び生活支援体制整備連携推進協議会を活用した福祉・教育機関の連携推進
- 地域連携の中核となる子ども発達支援センター事業の推進

3　共生社会の推進
- 障害への理解促進・啓発活動の推進
- 地域支え合いサロン活動の充実、施設整備の推進
- 障害者の自主的活動に係る支援の推進

④ひとり親家庭等への支援の充実

【現況と課題】

女性の社会的地位の向上と自分らしい人生を自ら選択することのできる社会が浸透しつつありますが、未だひとり親家庭等、特に女性の賃金水準は決して高いとは言えず、ひとり親ということから時間的制約もあり、中には経済的基盤の弱い世帯も存在する状況です。特にこうした家庭にとっては、児童扶養手当、医療費助成及び貸付制度などの経済支援は引き続き必要とされています。また、子どもが急な病気になった場合に、子どもを預けられる身内などが近隣にいない場合も多く、病児・病後児保育の必要性は年々高まっています。

また、ひとり親家庭となる原因の一つに、配偶者からのDV（暴力）によるものが挙げられますが、DVは、人権を著しく侵害する重大な問題であり、全国的な相談件数や調査結果から被害者が多いことが分かってきています。面前DV（※）のような心理的虐待から配偶者だけでなく子どもを守る体制を整えることが必要です。

（※）「面前DV」とは、子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうことをいいます。子どもが直接的に暴力を受けなくても心理的虐待の一つとして被害件数が全国的に増加しています。

【方　針】

１　比較的、経済的基盤が弱いと言われているひとり親家庭等に対し、相談や経済的支援及び有利な貸付制度を周知することで自分らしい人生を選択することのできる社会を目指します。
２　子どもが病気であっても休めない人のために、病児・病後児保育体制（※）の整備に努めます。
３　配偶者等へのDV（暴力）は重大な人権侵害であることを町民に周知、啓発するとともに、その被害者に対し、警察、児童相談所、北海道立女性相談援助センターなど関係機関と連携し、加害者からの速やかな分離や経済的自立援助等保護、救済に努めます。

【施　策】

１　ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実
・医療費助成対象範囲の見直し
・児童扶養手当、その他資金貸付制度の周知及び受給申請等に係る事務の円滑化
２　関係団体等への支援
３　ひとり親家庭等への支援環境の整備
・病児・病後児保育体制の整備

（※）「病児病後児保育」とは、子どもが病気の際に、保護者が就労している場合などで自宅での保育が困難なとき、病院や保育所などにおいて病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行うなど、安心して子育てできる環境を構築する体制のことをいいます。（下記イメージ図　参照）

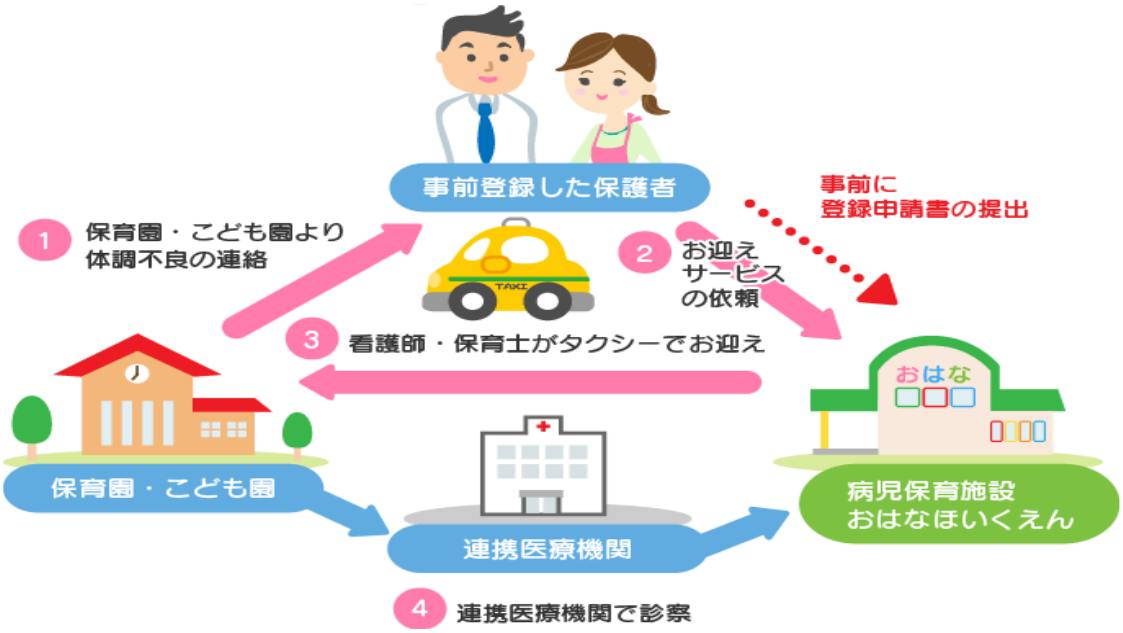

（3）子育て支援

①保育サービスの充実

【現況と課題】

核家族化の進行や女性の社会進出による共働き家庭の増加、生活の価値観の多様化などからくる出産数の減少などにより、家庭における子育て機能が低下し、子育てに対するニーズも多様化してきています。

本町では、生後6ヶ月からの保育や、こども園・へき地保育所開放事業、放課後児童保育（こがら児童クラブ）、子育て支援センター（あいあいくらぶ）、健やか応援団による託児の日開設など、親子が集い交流できるさまざまな子育て支援を行っていますが、慢性的な職員や団員の方の確保の難しさが課題となっています。

子どもと大人がともに成長し、安全・安心な環境で子育てができ、次世代を担う子ども達が心身ともに健やかに育ち、安心して産み育てられることができる地域づくりを目指し、子育てに対する悩み、疑問、不安の解消のほか、地域で学び・守られ・育つ親子の姿が作られる環境づくりを家庭、地域、行政が協働して取り組む必要があります。2016年度（平成28年度）から天塩保育所が天塩町認定こども園おひさまに生まれ変わり、幼稚園機能を併せ持つようになり、多岐にわたるニーズに対応できるようになりましたが、低年齢児の入園希望が増え、今後もこのような状況が見られる場合は、受け入れ環境を強化し、奨学金制度を利用するなど保育士の確保・育成等の対応を行う必要があります。また、ひとり親家庭では、子どもを養育しながらの就労など、様々な理由から経済的・社会的・精神的負担が大きく、不安定な生活環境の中、多くの問題や悩みを抱えて生活しているケースも少なくありません。

このことから、民生児童委員などによる相談・指導をはじめ、各種福祉制度を活用した生活支援など、社会的に自立した生活を営むことができるよう地域ぐるみで支援していく必要があります。

【方　針】

1　あらゆるニーズに対応できるよう保育サービスの整備に努めます。
2　子育てに対する様々な悩みを解決できるよう子育て支援センターの機能の充実・強化を図ります。

【施　策】

1　保育サービスの充実
- 子育て支援センター事業の充実
- 預り保育の推進
- 親子交流に関する事業の推進。

②子育て支援の推進

【現況と課題】

核家族化の進行や地域のつながりの稀薄化などにより、子育てに関する地域のサポート力が弱まる中、子育て期の親が孤立化しやすい状況にあるとともに、経済的・精神的負担は大きくなっています。特に、乳幼児期においては、在宅での子育てが中心となることから、家族や地域の支援や子育て仲間との交流などにより孤立化を防ぎ、子育てへの不安の解消や負担感の軽減を図ることは大変重要です。ひとり親家庭の増加や児童虐待などの問題も発生していることから、社会全体で子育てに取り組み、誰もが安心して子育てができる地域づくりが求められています。

本町では、2017年度（平成29年度）よりスクールカウンセラー等派遣事業を実施し、児童の健全な育成を見守る体制を整え、気になる児童の対応や指導への助言、不登校に陥る前の児童に対し心のケアを行っています。また、子どもの居場所づくり推進事業では、家庭環境、学校生活等に様々な困難や悩みを抱える子ども達に、食事の提供や学習支援、日常に係る相談支援ができる居場所を設置し、子ども達が地域とのつながりを持ち、安心して地域で生活を送ることができる支援に取り組んでいます。近年、全国的に就学後の不登校や登校しぶりの児童が増加している傾向にあり、教育と福祉が連携して乳幼児期から学童期に渡る一貫したサポートが求められています。

【方　針】

１　妊娠出産から子育て期、学童期、思春期に至るまで、切れ目なくきめ細やかな支援を行うため、親と子の心身の状況や養育環境を把握し、情報提供や適切な助言等を行い必要に応じて継続的な支援に努めます。
２　保育・教育・医療・保健・福祉等の関係機関がそれぞれの持つ専門性を活かして、様々な不安や悩みについての相談に対応できる支援体制の構築を図ります。
３　出産や子育てに係る経済的負担の軽減を図り、ゆとりをもった子育てができる環境の整備に努めます。

【施　策】

１　切れ目のない子育て支援体制の充実
- 母子保健事業の充実（妊婦・産婦訪問、乳児全戸訪問、子育てに関する相談など）
- スクールカウンセラー等派遣事業の継続
- 保育・教育・医療・保健・福祉等の連携体制の強化

２　親と子が孤立しない環境づくり
- 子育て支援センターにおける親子の集まりの場の開催
- 育児サークル等への支援
- 子どもの居場所づくり事業の推進

３　子育てに係る経済的負担の軽減
- 乳幼児医療費助成の拡充
- 児童手当支給事業の継続
- その他子育て支援に係る経済的負担の軽減

③出産に対する支援の推進

【現況と課題】

結婚年齢の上昇に伴い、高年齢で妊娠・出産する人が増えてきています。年齢が高くなるほど、妊娠・出産に至る確率が低下し、また、伴う健康リスクは高まることが医学的にも明らかになっています。不妊治療を受ける方は全国的に増えてきていますが、治療にかかる費用負担も大きく、妊娠を望まれていても諦めざるを得ない方も少なくありません。また、本町では産科医療機関は町内及び近隣町村に無いため、ほとんどの妊婦が稚内市または名寄市の医療機関を受診するか、または里帰り出産される方が多く、妊娠・出産にかかる費用負担も大きい状況です。

本町では、若い世代の結婚、妊娠、出産の希望を実現させるために結婚新生活支援事業と不妊治療費等助成事業の実施のほか、出産準備金の支給や妊婦健康診査及び交通費の助成を実施しており、結婚及び不妊・不育治療に係る経済的負担の軽減を図ってきました。今後においても安心して妊娠・出産・育児ができる環境の整備を図る必要があります。

また、産科医療機関が遠方にあることから、急な体調の変化が起きた際の対応についての不安も強く、緊急時のサポート体制を整えていく必要があります。

【方　針】

1　結婚、妊娠、出産における経済的な不安の解消に努めます。
2　安心して出産できる環境づくりを推進します。

【施　策】

1　不妊や不育に悩む方への支援の充実
- 不妊や不育に関する相談窓口の設置
- 特定不妊治療に対する支援
- 相談者へのプライバシーの配慮の徹底

2　妊娠・出産に対する支援
- 出産に係る支援の充実
- 妊産婦に対する支援の充実
- 妊産婦健診の助成等

3　妊娠中のサポート体制の構築
- 医療機関、消防署及び地域等との連携の構築

④子育て環境の充実

【現況と課題】

核家族化の進行や女性の社会進出による共働き家庭の増加などから、子育てサービスに対するニーズも多様化しており、放課後児童保育（こがら児童クラブ）、地域子育て支援センター（あいあいくらぶ）、子ども発達支援センター（つくしんぼ教室）の利用数も増加傾向にあります。

一方で、本町にサービス拠点となる施設に関しては、放課後児童保育は天塩町ファミリースポーツセンターの一部を、子ども発達支援センターはふれあいセンターの一部を、また、地域子育て支援センターは認定こども園内に設けられており、利用者が増加傾向にある中で十分なサービスを提供するためには、専用の場の確保を検討する必要があります。

こうした課題を解決し、子どもたちの健康な心と体を育み、個性豊かな成長を見守ることのできる、家庭、地域、行政が共に子育てのための環境整備を行うことが急務であり、必要なサポートを受けながら、誰もが安心して子どもを産み育てることができる支援体制の構築が求められています。

【方　針】

１　放課後児童保育、子ども発達支援センター、子育て支援センターそれぞれにおける専用の場の確保を検討します。

２　ワンストップで子育て相談に対応するため、子育て世代包括支援センター（※）の設置を検討します。

（※）「子育て世代包括支援センター」とは、妊娠、出産、子育て期の様々な不安や疑問、相談に対応できるよう保健師、栄養士などの専門職や関係する機関のスタッフが連携して子育て世代の方々を総合的にサポートする仕組み（機関）をいいます。
国の「少子化社会対策大綱」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、2020年度までに、地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととされています。

３　親子が共に遊び、他の親子と交流できる全天候型施設の整備を検討します。

【施　策】

１　子育て不安の解消
- 子育て世代包括支援センターの設置に関する検討
- 全天候に対応可能な遊び場の設置に関する検討
- 一時保育等の子育て支援サービスの充実
- 地域住民の自主的なサポート活動の推奨

２　子育て世帯の経済的負担の軽減
- 乳幼児等医療費助成の推進
- 紙おむつ等ごみ指定袋支給事業の推進

３　子育て支援サービスの充実
- 放課後児童保育事業の充実
- 地域子育て支援センター事業の充実
- 子ども発達支援センター事業の充実
- リレーファイル活用の推進

基本目標4　先人の偉業に学び、未来を切り開くまちづくり

（1）学校教育の充実

①教育環境の充実

【現況と課題】

義務教育段階における確かな学力の定着は、過去・現在・未来へと続くたゆまない努力の継続からなるものであり、本町の将来を担う人材の育成につながり、生涯に渡る学習を培うため、世界的な価値観で物事を捉えることが出来るグローバルな人材育成が肝要な点になってきています。

変化の激しい現代社会を生き抜くため、本町にある資材・資源の利活用により、幅広く「生きた授業」の展開による基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力・判断力・表現力等を主体とした深い学びの提供が必要であり、このことから、より一層の教育の充実が求められています。

本町は、天塩地区に小学校1校、中学校1校、雄信内地区に小学校1校、合計3校の小中学校を設置し、それぞれの学校が持つ特色を活かした教育が進められていますが、児童生徒数の減少による教育環境は、児童生徒に対するきめ細やかな指導や小中高等学校の事業連携による各学校間を越えた連携、不登校の未然防止や障害のある児童生徒へのニーズに対応した取組や環境整備を図っていく必要があります。

また、施設の維持管理面においては、計画的かつ中長期的な修繕計画の策定が求められており、計画策定に向け関係者等と協議を進める必要があります。

【方　針】

1　児童生徒数の減少による教育環境の変化等に柔軟に対応できる体制（施設）の整備に努めます。
2　地域人材の利活用や地域・家庭・学校の3者が一体となった、地域の学校を支える枠組みの構築に対し、積極的な取組を図ります。
3　児童・生徒の学力及び体力向上に係る事業に対し、PDCAサイクルの活用による検証・実践が図られるよう推進します。

【施　策】

1　児童生徒数減少による学校規模の適正化
2　学校施設の中長期的な維持管理計画（個別施設計画）の策定
3　スクールバス、通学交通体系の充実
4　ICT機器の整備・充実

②教育内容の充実

【現況と課題】

児童生徒一人ひとりの視点に立ち、個性や能力に応じた教育の展開が求められており、中には特別な配慮を必要としているケースもあることから、教員がいち早く手を差し伸べることができる体制づくりが求められています。

児童生徒の学力については、確かな学力を身につけることができるよう、「主体的・対話的で深い学び（※）」を実践し、児童生徒に未来を切り開くために必要な資質、能力を定着させるとともに、グローバル化、高度情報社会の変化に対応できる教育に取り組む必要があります。

本町では、いち早く情報教育を取り入れて、プログラミング教育の取組を実践していますが、今後、児童生徒に対し情報活用能力と情報モラルをしっかりと身につけさせることが必要です。

（※）児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら知識を相互に関連付けて、より深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を模索し、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習をいいます。

【方　針】

１　学ぶ意欲と学力向上に向けた取組を図ります。
２　教員の指導力向上に努めます。
３　外国語の教科化（小学5・6年生）に伴う国際化・情報社会に対応した教育を推進します。
４　ICTを活用した教育を推進します。

【施　策】

１　家庭教育支援の推進
- 家庭教育に関する学習機会の充実
- 家庭教育支援のための環境づくりの構築

２　教員の養成・研修の一体的取組の推進
- 教員研修の充実
- 教員のICT活用指導力の向上を図る取組の推進

３　学力向上に向けた検証改善サイクルの確立
- 全国調査の結果を分析し、検証改善サイクルの確立を推進
- 学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成・実施を支援

４　町内小中学校の各学校間連携の支援
５　地域の特性を活かした教育活動の推進
- 身近な地域の自然環境や歴史施設等を活用した学習の支援

③特別支援教育の推進

【現況と課題】

インクルーシブ教育（※）の構築・推進に向け、特別支援教育を着実に定着させていくことが求められており、本町内全ての学校において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図る必要があります。

また、幼児期から小中学校を卒業し次のステージへと進むまで、切れ目のない一貫した指導・支援の必要性が高まっていることから、児童生徒が将来の自立や社会参加に向けて、障害の程度や分野など個々の状況に応じた対応が求められています。このことから、教職員の資質及び指導力の向上を図るとともに、小中高の連携を密接にし、進級進学に伴うギャップの解消に努め、地域全体で児童生徒を支える枠組みを構築していかなければなりません。

本町では、2018年（平成30年）現在、小学校において特別支援学級を3クラス（情緒・言語・知的）開設していますが、各クラスにおいて特別な支援の必要が高まっているなど、教育的配慮の必要性が高くなりつつある傾向が見受けられることから、児童生徒にとって有効的な対策を充実させる必要があります。

※「インクルーシブ教育」とは、障害者も積極的に参加できる「共生社会」の実現を目指して、障害のある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育のことをいいます。

【方　針】

1　指導員（教員等）の適正な配置や資質の向上及び知識の習得など、個々の必要な支援に対応できる環境の整備に努めます。
2　各小中学校への特別支援学級の開設、教育支援員の配置も視野に入れ、特別支援教育環境全般について検討を図ります。

【施　策】

1　通級指導の取組の支援及び充実
2　特別支援教育環境の整備及び支援
- 指導者（教員等）の適正配置
- 指導者（教員等）の知識及び技能習得に係る支援の充実
- 切れ目のない一貫した指導方法の確立と支援の充実

④グローバル化への対応

【現況と課題】

児童生徒を取り巻く教育環境は、刻一刻と変化の一途を辿るなか、歴史ある本町で生まれ育ったなかアイデンティティを養いながら、国際社会の一員としての自覚を持ち、多種多様な人々と触れ合うなか、諸外国の歴史や文化・伝統等について、外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することが求められています。

本町では、1984年（昭和59年）にアメリカ合衆国アラスカ州ホーマー市と姉妹都市提携を、また、1992年（平成4年）にロシアサハリン州トマリ市と友好交流協定を結び、社会人の相互交流を始め、交換留学、スポーツ交流などを実施し、また、近年では海外留学経験のある大学生や日本に留学している外国人と一定のテーマに沿った共同作業等を展開するなどして国際感覚などを身につける取組を進めています。異なる歴史、文化や言語を持つ人々との交流を通じ知識や意識の変化を促すことは国際的な感覚を身につけることに大変有意義なことであると考えます。

グローバル化の進展により学校と社会との接続を意識し、児童生徒一人ひとりが職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことが重要となっており、このことから、主体的に社会の形成に参画する意識の向上や育成するために主権者教育（※）の充実を図る必要があります。

（※）「主権者教育」とは、主権者としての意識を醸成するための教育をいいます。選挙権が18歳以上に引き下げられたことを受けて行われるもので、選挙や政治の仕組みといった知識にとどまらず、社会人として自立し、他者と連携しながら社会を生き抜く力や様々な課題を解決する力を身に付けさせることを目的としています。

【方　針】

１　他の地域に比べ一足早く取組を始めたICT教育を継続しながら、これに対応できる学校内の環境整備を推進します。
２　専門性の高い分野でもあることから、町内外の人材登用を視野に入れた取組を推進します。
３　学校との連携を密接にし、情報共有を図りながら事業を推進します。
４　ALT（※）の配置を継続して行い、外国語教育の充実を図ります。

（※）「ALT」とは、Assistant　Language　Teacher の略で、外国語指導助手を意味します。
日本人教師を補佐し、生きた英語を子ども達に伝える英語を母語とする外国人を指します。

【施　策】

１　グローバル人材の育成と環境整備の充実
・ふるさと教育の充実
・異文化交流への積極的参加の促進
・国際理解教育、外国語教育の充実
・コミュニケーション能力向上に係る学習活動等の充実
・姉妹都市との交流等を通じた国際感覚の育成
２　情報化社会に対応できる教育の推進
・ICT技術を活用した授業の展開
３　外国語指導体制の充実
４　キャリア教育の支援
・インターンシップの促進

⑤児童生徒の体力向上の推進

【現況と課題】

本町の児童生徒における体力・運動能力は、年に1回実施される全国体力・運動能力テストの結果から、全国平均値を下回る状況にあります。

体力は、健康維持のほか、意欲や気力などの精神面の充実にも大きく関わっていることから、子どもたちが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わい実践していくことができるよう、学校における体育・保健に関する指導による一層の充実や運動習慣の定着を図る必要があります。

これまでの取組と実践を基にして、運動の特性に応じた知識を身につけ、個人生活における健康・安全を十分理解し、自らが課題を見つけ、思考し、判断するとともに、自己や仲間と考えを共有していき他者へ伝えることができる仕組みを講じていく必要があります。

また、健康の維持管理は、生涯にわたるライフワークとして、体力・運動能力の向上を図るとともに、保健・体育の面からも健康の大切さを学ぶ取組を充実させる必要があります。

【方　針】

1　全国体力・運動能力テストの結果から、数値的検証と課題解決に対する取組を図ります。
2　全国体力・運動能力テストの全国平均値を下回る項目に対し、その向上を図るため重点的な取組の強化を図ります。

【施　策】

1　学校における体力向上の取組の推進
2　学校と家庭との連携による通学も含めた「歩く」運動の取組の推進
3　部活動等の外部指導者の活用支援
4　指導者（教員等）の指導力向上の支援

⑥高等学校存続に向けた魅力ある学校への特色ある取組支援

【現況と課題】

本町に設置されている北海道天塩高等学校は、1948年（昭和23年）10月30日、北海道留萌高等学校天塩分校として設置認可され、1954年（昭和29年）3月に道立移管となり、“身は健やかにたくましく”“清く正しく明朗で”“知性豊かな人となれ”を校訓に掲げ60年以上の長きにわたり延べ7,400人を超える卒業生を送り出しています。しかし、本町及び近隣自治体の少子高齢化等による人口減少に比例して子どもの数も減り続け、2001年（平成13年）に第1学年が3間口から2間口に削減されて以降、現在では全学年が2間口となり、全校生徒数も徐々に減少傾向を続け2間口の維持も困難になりつつあります。

これまで、2間口の維持、学校の存続を図るため、保護者負担軽減策や学習環境の整備、部活動支援など行ってきましたが、2間口維持に一定の成果が認められるものの間口削減の懸念は今もなお払拭されていない状況です。

本町周辺には、通学圏域にある高等学校は数少なく、仮に天塩高等学校がなくなってしまった場合、本町を離れ就学するケースが増え、若い世代の流出や高校関係者の転出による人口減少の進行や、通学に使用している路線バス利用者の減少、地元商工業をはじめとする地域経済への悪影響等が予想されます。

特に、将来を担う若者が町を離れ、地域で活躍する機会が減ることは本町にとって大きな損失であり、天塩高等学校の存続は喫緊の課題であるといえます。

魅力ある学校への取組として、生徒の視野を広げるため外国留学経験のある大学生や外国人との交流、高大連携（※）、各種資格取得及び部活動への支援など実施しています。今後も次代を担う若者の人材育成、都市部に劣らない環境の整備などに努め、道北地域にある魅力ある学校として取り組む必要があります。

（※）「高大連携」とは、高校と大学が連携して行う教育活動をいい、高校生が大学の公開授業に参加したり、教授が高校に出向いたりするものや、協定を結び地域の特性を活かした活動に取り組む場合もあります。

【方　針】

１　町の将来を担う若者が、社会で活躍できるよう様々な分野における体験等を通じ知見を高められる環境の整備に努めます。
２　健全な心身の育成、他者とのコミュニケーション能力の向上、自由な発想力を養うため、各種活動に対する支援を図ります。
３　学力向上を目的とした環境の整備を図ります。

【施　策】

１　知見を広める取組の推進
- 国際的感覚の育成
- 海外留学などの学生派遣事業の検討
- 姉妹都市との教育・文化交流などへの支援
- インターンシップによる職域間交流の支援
- コミュニケーション能力向上の推進
- 大学生との交流を通じた取組の推進

２　技能習得に対する支援
- 各種資格取得に関する支援
- ICT関連知識、技術に関する支援

３　学習機会の提供等
- 学習塾開設の推進
- 各種活動に対する支援

（2）生涯学習の推進

①生涯学習の推進

【現況と課題】

近年、地方都市における高齢化や人口減少、国際化における社会経済のグローバル化、IoTやAI（※）等の技術革新による高度情報化の進展等、社会状況が高速で変化する情勢に対応するため、年代や職業などを問わず、様々な立場の方々が、生涯学習を通して個々の能力を高めるとともに知識や技能を身につけ、地域の課題解決等に貢献しながら地域活動に参画していくことが求められています。さらに、生涯学習社会では多様なコミュニティを円滑に運営するためのファシリテーション（※）能力やコーディネート能力なども同様に求められています。

（※）「IoT」とは、「Internet of Things」の略称で、日本語では一般的に「モノのインターネット」と呼ばれ、“身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながり”情報交換することにより相互に制御仕組みのことです。

「AI」とは、「artificial　intelligence」の略称で、人間の持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称をいい、一般的に人工知能と呼ばれています。

「ファシリテーション」とは、人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りすること。集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく働きを意味します。

【方　針】

1　地域からのニーズを生涯学習の第1歩として捉え、多種多様な学習機会の提供に取り組み、時代の変化に対応できる人材の育成に努めていますが、今後の社会において、生きる力を身につけ、持続可能な生涯を送るために「学び」を個の学習だけで終わらせるのではなく、「活動」に循環させることが地域の活性化を促すことに繋がります。また、そのことは地域が次世代の担い手を育てるという好循環にも波及させることにもなります。これらから、地域住民が「自立」の精神にあふれ、地域の課題を当事者として捉え、「共生」の精神で町民全体が課題克服に取り組む体制が自然とできる「まちづくり」を目指します。

【施　策】

1　生涯学習活動の推進
- 体験活動等の実践的教育の推進
- コミュニケーション能力の育成
- 異世代間交流の場の設定
- 地域文化、ご当地学、ふるさと教育の充実

2　家庭・地域の連携、協働の推進
- 家庭における教育支援の充実
- 学校・地域の連携及び協働の推進
- 子どもを見守るネットワークの構築及び強化

3　学びを活かし、活動できる社会の実現
- コーディネート能力の育成
- 活躍できる地域社会の創出

②各団体活動への支援

【現況と課題】

現代社会の傾向として、NPO法人など多様な社会的ニーズに対応するべく様々な団体が結成される中、団体同士がお互いを尊重し、ともに支え合うコラボ戦略が時代を生き抜くための一つの手法として取り上げられるなど、人口減少が進む地域コミュニティにおいて地域力を低下させないため、特に連携・協働が重要とされています。また、生涯学習を通じ各種集団が安定した活動を継続させるためには、常に情報ネットワークを発信・更新し、視野を広げ、多様なニーズに応えられる資質を備えておくことが持続可能で好循環な団体運営につながります。

【方　針】

１　町民が多様な団体活動の中で役割を担い、一生涯の中で新たな生きがいの発見や、日常生活を営む上で活力となる様々な事業を展開していく自立性に繋げるために、住民の多様なニーズに対応し、継続して活動できる環境の整備が必要です。

加えて、団体活動の活躍や成果を発表できる機会の設定や情報を発信する環境整備も同様に必要です。

また、広域的な連携から団体同士での学びを、まちづくりやボランティアなど多様な活動に範囲を広げ、団体同士がWinWinな関係を築くことができるよう支援を図ります。

【施　策】

１　団体活動の情報発信の推進
- SNS等ネットワークの環境整備
- 活躍、成果等の発信機会の設定

２　幅広い連携・協働の推進
- 学びの場、活躍できる場の設定
- ICTを活用した広域連携の推進

３　地域力機能の向上
- 地域コーディネーターの養成

（3）文化・芸術の振興

①文化・芸術の振興

【現況と課題】

文化・芸術は、一般社会において精神生活の糧となり人々に心豊かな生活をもたらすだけではなく、豊かな創造力や情操を育む重要な役割を果たしています。本町においても、地域に根付いた芸術・文化活動が様々行われていますが、少子高齢化に伴い団体会員の高齢化、担い手不足の問題や、活動の縮小における解散が相次ぐ状況です。

このことから、地域の伝統文化を絶やさず次世代へ継承していくため、文化の魅力を発信し、伝統を語り継ぐ担い手の育成が重要であることはもちろんのこと、長い年月、先人達によって代々守られてきた文化財の記録や保存などを続け、貴重な財産として未来に引き継いでいかなければなりません。

【方　針】

1　天塩川歴史資料館をふるさと教育及び地域振興の核として、本町の芸術・文化の伝統を受け継ぎ、次世代へと伝えていく担い手を育成するため、学校と連携して地域学習の一環として天塩川歴史資料館を積極的に有効活用することや、児童生徒が実際に歴史に触れることができるよう収蔵品を教材として提供するなど、学校との関係性を高め、育まれた地域に愛着をもつ若者の育成を図ります。

また、広域的な関係機関との連携・協働を試み、文化・芸術の交流を促進し、互いの文化の魅力を高め合うと同時に本町の魅力を町外へPRする情報ネットワーク環境の充実に努めます。

【施　策】

1　文化・芸術の振興
- 文化団体を支える担い手の育成
- ふるさと文化の魅力発信
- 広域的な文化交流、連携及び協働
- 優れた芸術・文化の継続的な鑑賞機会の提供
- 学校教育におけるふるさと体験学習の推進

町民文化祭（琴）

町民文化祭（和太鼓）

町民文化祭（天塩高校吹奏楽部）

②文化財及び文化資料の保全

【現況と課題】

これまでの長い歴史の中で培われた数々の文化財は、その地域の歴史や文化を物語るうえで欠かすことのできないものであり、さらには、新たな文化を創造する礎となる重要な存在です。本町においては、世界最古といわれるテシオコククジラ化石、川口遺跡、町指定文化財、天塩厳島神社のほか、北海道遺産に選定されている天塩川など貴重な文化財が数多く点在し、歴史が受け継がれ積み上げられています。

しかし、町民にとって文化財の存在意義や重要性などの価値が希薄になりつつあり、文化財への興味・関心を高め、その文化財が持つ歴史や価値を正しく理解できるように情報を発信し、文化財の活用方法の検討や親しみをもつことができる機会の提供などにより、それらの価値観を高めていくことが課題です。

【方　針】

１　文化財の適切な保存管理等に努めることのほか、文化財に関する情報や魅力の発信、文化財に親しみ触れることのできる機会の提供等、継続的に後世に伝えていく取組みしていかなければなりません。また、文化遺産の登録など存在の価値を高めることにより、日本さらには世界へ発信するきっかけとなり地域の文化に対する意識の高揚を図り、保存・伝承に対する取組体制の整備や人材の育成に努めます。

【施　策】

１　文化財及び文化資料の保全
- 文化財の価値、魅力の発信
- 文化財、文化資料等を適切に活用できる人材の育成

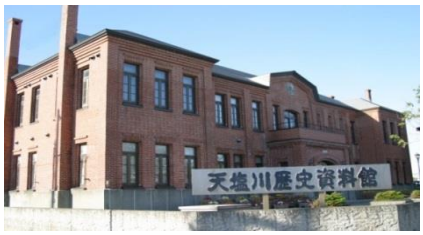

天塩川歴史資料館

厳島神社

③各団体活動への支援

【現況と課題】

現在、本町における文化団体・サークルは22団体あり、それぞれが自立して活動する中、会員数の減少等が原因で解散する団体も増えてきています。減少の要因として高齢化が著しく、この状態が続くとさらに会員数の減少が進み文化団体の活動が衰退することが懸念されています。

各団体が新規会員を獲得するために、団体の目的や意識などを次世代へと伝えることや、現代のニーズに合った活動に取り組むなど視野を広げることが、伝統を繋げていくきっかけになると考え、また、新規団体の結成など住民が自主的な活動に取り組めるよう支援するとともに、優れた芸術・文化を鑑賞する機会の提供や、団体の活動成果を発表する機会の設定など環境を整備する必要があります。

【方　針】

１　本町の文化団体がどのような活動をしているのか住民に広く周知し、情報提供の強化に努めます。また、学校や地域において優れた文化・芸術鑑賞機会の提供や、体験型プログラムを含むワークショップの充実など、文化・芸術に関する取組の強化を推進し、町外団体との連携を図りながら文化交流等を深め、互いの技術を認め高め合うことで文化芸術への関心や意識、価値観の高揚を図り、心豊かな生活を営める社会の形成に努めます。

【施　策】

１　各団体活動への支援
- 自立した活動を継続的に行えるような支援
- ファシリテーション（※）能力の向上

（※）「ファシリテーション」とは、人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りすること。集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく働きを意味します。

- 文化・芸術を披露（鑑賞）する機会の提供
- 広域的な団体との連携・協働に対する支援

（4）生涯スポーツの推進

①生涯スポーツ活動の推進

【現況と課題】

町民が心身ともに健康で充実した生涯を送るためには、日常生活の中でそれぞれの目的、体力や技能力、性別、障害の有無など様々なライフステージに応じて、スポーツ活動に気軽に親しむことができる環境の整備が重要です。

子育て期等でスポーツに係ることができなかった方々や、これまでスポーツに深く関わってこられなかった方々にも視点を向け、地域の特性を活かしたスポーツの発掘・普及による新規スポーツ愛好者の獲得や、スポーツを通じた健康づくり体制を再度認識し啓発していくことが重要です。

【方　針】

1　地域住民が気軽にスポーツに親しみ、参加できる機会の設定をしていくとともに、どんな活動が求められているか探求し、活動の幅を広げ多様なニーズに対応できるメニューを取り揃えられるよう努めます。

また、スポーツ活動に関する情報発信や、スポーツ大会やイベントの開催等を通じ、健康に対する意識向上や住民の主体的な参画意識醸成の促進、スポーツマンシップ精神の浸透を図り、礼儀や社会性、互いを尊重し合う人間性の形成、さらには強い精神力を育む取り組みを推進します。

地方創生の視点からでは、スポーツにおける交流人口を拡大し、地域やコミュニティの活性化を図るためスポーツ合宿の積極的な受け入れや広域でのスポーツ大会の開催を積極的に推奨し地域経済に潤いをもたらす取り組みについても検討します。

【施　策】

1　生涯スポーツ活動の推進

- 気軽に参加できるスポーツ活動の推進
- スポーツマンシップ精神の定着
- 多様なニーズに対応したスポーツ環境の整備
- 広域的な合宿の受け入れ体制の整備
- 地域の特性を活かしたスポーツの発掘・普及
- 計画的なスポーツ施設の更新

②青少年の健全育成

【現況と課題】

青少年期におけるスポーツ活動は、健康の増進や学習意欲につながるほかに、人間性の形成にも大きく関係し成長するうえでの基盤となりうるものです。地域におけるスポーツ少年団活動は、子どもが集団でスポーツ活動を体験・学習することにより、互いに切磋琢磨し、認め合い、高め合いながら基礎的な体力・運動能力を身につけることができる貴重な教育環境であり、こうした習慣的スポーツ活動を通じた、楽しみながら体力の向上や青少年の健全育成を図る取組は大変重要です。

また、家庭における睡眠や食事などの生活習慣の乱れ、野外での遊びやスポーツ活動の減少は運動不足や体力低下を招き健康な生活を営むことの支障につながることから、家庭環境にも運動の習慣化を啓発する必要があります。

【方　針】

１　子どもの成長、人間性を育むためにスポーツの重要性について、保護者及び地域コミュニティ等の理解を得て、町全体で子どもの健全育成及び生活習慣の改善が図られるよう努めます。
２　青少年のスポーツ活動のきっかけとなる地域スポーツ少年団の活性化と、プロスポーツ選手によるスポーツ教室や交流などを展開し、子ども達のスポーツに対する興味・関心を刺激し、さらなる活力ある活動の推進を図ります。
３　学校と連携・協働し、保健体育教科など学校教育活動を充実させ、日常的にスポーツに親しみ、互いを尊重し合うスポーツマンシップ精神を醸成し、将来の社会において活躍することのできる人材の育成を目指します。

【施　策】

１　青少年の健全育成
- 地域スポーツ少年団活動の支援
- 家庭における生活習慣の重要性に関する啓発
- 学校スポーツ活動との連携及び協働

スポーツマンシップチャレンジ2017IN天塩（バレー）

③スポーツ団体の育成・支援

【現況と課題】

本町におけるスポーツ団体・サークルは19団体あり、それぞれの団体が自立し継続的に活動しています。現在のところ、多くの団体が町内を活動範囲として活動していますが、今後は、スポーツコミュニティの拡大におけるメリットを追求し、広域的に交流を交え活動することが競技力向上や地域活性化に繋がるものと期待しているところです。

また、誰もがスポーツを楽しみながら団体を運営できるよう、各団体活動をさらに活性化させるために指導者や活動を支える方たちのマネジメント能力向上などに対しての支援が求められています。

【方　針】

１　本町のスポーツ団体がその活動を継続していけるよう、どのような活動をしているのか住民に広く周知や情報提供を図り理解を求めるほか、指導力を高める学習機会の提供や、団体を円滑に運営していけるマネジメント能力の向上、さらに少年団活動や地域活動をサポートするボランティア精神の醸成等に繋がる支援を図ります。
２　他のスポーツ団体、コミュニティなどとの広域的かつ多様的な連携・協働・交流を推進し、団体の活性化をきっかけとした地域の活性化を図ります。

【施　策】

１　各団体活動への支援
- 自立した活動を継続的に運営できるための支援
- ファシリテーション（※）能力の向上

（※）「ファシリテーション」とは、人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りすること。集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく働きを意味します。

- スポーツマンシップ精神の醸成
- 他団体等との広域的な連携・協働に対する支援

基本目標5　郷土を愛し、地域が輝くまちづくり

（1）コミュニティ

①自治意識の高揚と活動の推進

【現況と課題】

本町では、39の町内会組織によって、交通安全運動、防犯防災活動、環境衛生や福祉活動など地域の主体的な活動が活発に行われており、その活動を促進するための支援を行っています。期別の交通安全人波・旗波運動や近年の防災意識の高まりに伴う自主防災組織活動、特殊詐欺や押売販売に対する防犯啓発活動、それぞれの地域における清掃活動や見守り活動など、多くの取組が町内会独自の取組として推進されています。

しかし、一方で、少子高齢化や生活様式の変化、価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向にあるほか、担い手不足や町内会人口の減少など多くの課題を抱えています。地域情勢等からなる町の変化を改めて見つめ直し、本町にあった地域コミュニティの形成を町全体で進めていく必要があります。

【方　針】

1　地域活動への理解を深め、参加を促進することにより、町民全体に地域コミュニティへの参加に対する理解の浸透を図ります。
2　身近な生活環境を守り、魅力ある町に磨き上げていくため、地域の中で協力し合う関係づくりを促進します。
3　地域における孤立化を防ぎ、一人の不幸も見逃さない住みよい町づくりのため、町内会や近所同士での見守り活動の積極的な支援に努めます。
4　防犯・防災・防火意識の高揚を図るため啓発活動に努めるほか、実態の把握及び研究を通し、積極的な情報提供に努め、地域における自発的なコミュニティ活動の促進を図ります。

【施　策】

1　町民参加型事業の検討
2　地域ボランティア活動の支援
3　町内会組織の充実に係る支援
- 地域ボランティア活動の支援
- 地域ボランティア人材の育成推進
- その他各種活動の促進及び支援
- 地域自主事業の推進
- 自主防災組織の結成推奨

4　地域見守り活動の促進

②情報発信の強化と共有の推進

【現況と課題】

近年におけるICTの進展は目覚ましく、時間や場所を選ばずインターネットで世界各地の情報にアクセスすることが可能となっています。こうした情報社会においては、充実したネットワーク環境が整備されていることが条件となり、また、スマートフォンやタブレット端末、クラウド（※）サービス等によりSNS（※）が急速に普及しており、通信手段の多様化が進み、社会のあらゆる分野でその基盤として必要とされている一方で、適切な利活用が求められています。

しかしながら、町民の約4割が65歳以上の高齢者である本町にとっては、ICTによる情報発信のみでは、町民が対応できない現状から、紙媒体による情報発信を主体としています。

（※）「クラウド」とは、“雲”という意味で、最近では「クラウドコンピューティング」の略称で多用されています。データを自身のパソコンなどに保存するのではなく、インターネット上に保存する使い方や提供されるサービスを指します。

（※）「SNS」とは、「Social Networking Service」の略称で、インターネットを介して人間関係を構築できるWebサービスの総称です。TwitterやFacebook、LINEなど様々なサービスがあります。

【方　針】

１　まちづくりに関する情報や魅力について、多様な情報発信ツールを利活用することにより、分かりやすくきめ細やかな情報の発信を図り、住民のより良い暮らしを支えるため、町民が関心をもち親しみのもてる行政運営に努めます。
２　ICT活用による情報発信など、時代に即した方法による情報の提供と公開について充実を図り、適切な情報発信等を推進する体制の整備を図ります。
３　課題である町内地域間の情報基盤の差から生じる情報格差の解消は、産業、防災、教育等の基盤に繋がる喫緊の重要課題と捉え、その克服に努めます。
４　行政運営において、横断的な取組が円滑に進むよう組織内情報について共有化の強化を図るほか、報道機関への情報提供などを通じ町のイメージアップを図ります。

【施　策】

１　町広報誌の充実
２　インターネット情報の推進
３　タウンプロモーション（※）
（※）町の魅力や施策・情報を町内の方だけでなく、町外の方にも広く発信し、町の認知度を高める（知ってもらう）活動のことをいいます。
４　マスコットキャラクターの活用

てしお仮面

③男女平等参画の推進

【現況と課題】

性別による役割分担意識の固執等から女性の社会進出について理解されにくかった昭和の時代から、近年では女性の社会参加に対する理解は浸透され、多くの女性が社会において活躍されてきています。本町でも審議会や委員会等への女性の登用が進められ、性別を超えた多様な考え方が尊重される社会が出来つつあります。

しかしながら、結婚後の家事・育児・介護などを理由に就業や活動を諦めてしまうなど、未だ性別の違いによる役割分担意識は根強く残っていることから、女性の社会進出を支援する仕組みはまだ十分とは言えません。

男女共同参画社会の完全な形成のため、普及啓発や環境整備について引き続き取り組む必要があるとともに、まちづくりや様々な活動への積極的な参加と女性リーダー育成を促す取組が必要です。

【方　針】

1　男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍のできる社会をつくるため、「男性（女性）とは、こうあるべき」という考え方によって行動や考え方などが制限されることなく、男女がお互いを尊重しあい様々な分野における活動に参画する機会が確保されるよう男女共同参画を推進します。
2　男女共同参画の実現のため、普及啓発と環境の整備に努めます。

【施　策】

1　男女共同参画社会の推進
- 男女平等意識の向上
- 男女共同参画に係る啓発
- 町主催事業の女性参加の推進
- 女性リーダーの育成

④移住・定住施策の推進

【現況と課題】

2014年度（平成26年度）より移住体験施設を開設し、2017年度（平成29年度）末まで34件（世帯）が利用されています。移住体験のみならず、転入の決まっている方に対しての移住準備でも利用可能にするなど対象者の拡大を図っていますが利用件数は横ばいの状況となっており、農業実習生の受け入れを目的に施設の利用も可能とするなどして関係機関への案内も行っているものの実習先までの距離の関係から利用状況は思わしくありません。

移住セミナー等における質問については、仕事と居住についてが多く、本町では農業、介護及び看護について一定の雇用はあるものの、移住者に対する住宅建築等の補助は行っていないため、移住施策面の優先性は他市町村のそれと比べても決して高いとは言えません。

2012年度（平成24年度）から地域おこし協力隊制度を導入し、2018年度（平成30年度）まで、延べ15名が着任し、その内5名が定住に繋がっています。起業補助など定住に関する制度についても拡充しつつあり、移住施策としても期待されているところです。

【方　針】

1　移住者の経済的支援の強化により、町外移住者及び定住者の増加を図ります。
2　定住人口増加のため、空き家対策をはじめとした住環境の整備に努めます。
3　子育て家庭の移住促進のため、良質な教育環境の整備に努めるとともに、出産・育児に関する支援を図ります。
4　近隣市町村との連携を図り、移住・定住に関する総合的な情報提供に努めます。
5　地域おこし協力隊制度を活用し、3年間の任期で定住の基盤をつくり、新たな分野での仕事の開拓や既存企業の継承など地域経済の活性化を図ります。

【施　策】

1　移住定住支援体制の整備
2　移住定住に必要な住まいと仕事を中心とした情報提供の強化
3　地域おこし協力隊制度の活用

⑤空き家対策

【現況と課題】

近年、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会ニーズの変化等により、全国的に空き家の数が増加しており、中には適正な維持管理がなされず、景観の阻害や公衆衛生の悪化、地域住民の生活に問題が生じているケースも見られます。地域に管理されていない空き家が増えることは、先に述べた問題ばかりに留まらず、地域の活力を損なう大きな要因となりえる問題であるため、本町としてもこれらの対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、地域の活性化に向けては、新たな人の流れによる賑わいの創出、地域コミュニティの維持が欠かせないことから、町外からの移住者を呼び込む受け皿として、空き家及び空き地の活用は効果的であり、重点的な取組を進めていくことが重要です。

【方　針】

１　2014年（平成26年）11月に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策について計画的な取組の実施を図ります。
２　空き家対策を円滑に推進するため、内部関係部局との連携を図るほか、地域住民の参画や専門家等による意見を反映した「空き家対策計画」の策定を目指します。
３　地域がそれぞれ抱える課題について整理し、地域性に応じた対策を講じるための研究に努めます。
４　新たな人の流れの創出による地域活性化を目指した空き家等の利活用及び適正な維持管理の方向性を示し、「安全・安心のまち」の実現を目指します。

【施　策】

１　空き家対策計画の策定
・関係部局との連携強化
・地域住民参画の促進
・計画策定に必要な実態の把握
２　空き家の適正な管理の推進
・適切な管理がなされていない空き家等の把握及び周辺影響に対する対応の実施
・問題建築物等の所有者等調査の実施
・問題建築物等の改善指導の徹底
３　空き家等の活用促進
・空き家バンクの活用

（2）行財政運営

①職員資質の向上の推進

【現況と課題】

本町を取り巻く環境は、少子高齢化や高度情報化、国際化の進展とともに、住民ニーズの高度化や多様化が進んでいるほか、地方分権型社会への転換に伴い、自己決定・自己責任の下に自主性を発揮しながら地域における様々な課題を解決するための取組を積極的に推進していく必要があります。また、厳しい財政状況の中で行政サービスを維持・向上させていくため、これまで以上に効率的な組織運営が求められます。

このような状況の中で、適切な行政運営を図るため、職員の意識改革や能力・資質の向上と能力を最大限に発揮できる組織体制づくりに日々努めていかなければなりません。

【方　針】

1　地域の情勢・環境の変化に臨機応変に対応し、住民が望む良質な行政サービスを提供するため、職員の意識改革や能力・資質の向上は必要不可欠と考え、職員一人ひとりが『全体の奉仕者』であることを改めて自覚し、意欲を持って取り組む姿勢が必須であり、そのために様々な分野における変化に適切かつ柔軟に対応できる人材育成をより一層推進します。

2　職員の能力を最大限に発揮できる組織体制を確立するため、職場環境の向上を目指します。

【施　策】

1　職員研修の充実
- 管理職のリーダーシップ及びマネージメント能力の向上
- 職員の能力及び資質向上

2　職場環境の向上
- 職場内の情報共有
- 適切かつバランス良く経験できるよう定期的な人事異動の実施

3　職員の健康管理の充実
- メンタルヘルス研修やカウンセリングの実施

4　人事評価システムの確立
- 公平かつ効果的な人事評価制度の構築

②行財政運営の効率化

【現況と課題】

社会・経済情勢の変化や地方分権が進展し、地方がそれぞれの持つ地域性を活かした発想から、自立的で持続的な社会をかたちづくる地方創生の取組を進めている中、複雑化、多様化する住民ニーズや行政課題について柔軟かつ効率的な課題克服への対応が求められています。

これまで、近隣自治体と連携し、ゴミ・し尿処理、消防の一部組合化、行政システムをクラウド化によるコストの低減・平準化のほか、近年では国民健康保険の広域化など行政サービスの効率化についての取組がされてきました。

今後においても、本町の課題や特性を見定めつつ、関係自治体との連携をより一層密にしながら、幅広い分野における広域的な取組を推進していく必要があるとともに、長期的展望に立ち行政の効率化を進めていかなければなりません。

また、財政運営では、地方交付税が人口減少を主な要因として減少傾向にある中、伸び続ける社会保障費や老朽化した公共施設の維持管理などの問題を抱え、非常に厳しい財政状況が推移していくものと予想されることから、長期的な財政計画のもと、自主財源の確保を図り、効率的に、また、求められる課題の克服のため重点的に配分がなされるよう努めていかなければなりません。

【方　針】

1　複雑化、多様化する住民ニーズに対応した、職員配置や定員の適正化、職員の資質向上及び組織編成など効率的な行政運営を推進します。

2　民間委託や指定管理者制度など民間の活力を導入し官民協働による行政サービスを推進します。

3　自主財源の確保を図り、施策に応じた重点的な予算の配分に努めます。

【施　策】

1　行政改革の推進
- 職員の適正配置及び計画的な職員人事
- 住民ニーズに応じた適正な組織編成

2　民間活力導入の推進
- 民間委託や指定管理者制度の積極的な活用
- 広域的な連携の推進
- 行政システム等のクラウド化、共同化によるコスト低減策の促進

3　自主財源の確保
- 徴収業務体制の強化

③事業実施に向けた財源の確保

【現況と課題】

本町の財政は、他の小規模自治体等と同様に地方交付税をはじめとした各種交付金や国・道補助金等からなる、いわゆる「依存財源」と呼ばれる収入が全体の大半を占め、とりわけ地方交付税については全体の50%を超える財源となっています。国や北海道から交付される補助金については、特定財源と呼ばれ、年度ごとに行われる事業によって変動しますが、対して、町税をはじめとした「自主財源」や「依存財源」のうち地方交付税や各種交付金の多くは一般財源と呼ばれ、公共施設の維持管理や行政サービスの経費などを賄う財源となり、これらの収入の変動は、直接的に町の財政に影響を及ぼす収入となります。

地方交付税については、多くの項目に応じて交付額の算定が行われますが、町の人口が算定の土台となっているため、人口減少に比例して交付額についても減少傾向にあります。このことにより町の財政運営を取り巻く状況はより厳しくなると予測され、これまで以上に業務の効率化や統合・整理を図り経常的にかかる経費を抑制し、メリハリのある、町の振興につながる事業経費の捻出に努めなければいけません。

また、町税等の適正な賦課と収納対策や各種使用料及び手数料等の見直し、町有財産の有効活用と遊休町有地の処分などを行い自主財源の確保を図るほか、国や北海道からの補助金だけではなく、社団法人や民間が実施している助成制度にも目を向け、町の振興策・目的と合致する事業については積極的に活用していくことも必要です。

多様な住民ニーズに対応した行政サービスを確保しながら、健全な財政運営を図ることは、将来に渡って本町が発展し続けるうえで必須条件であることを常に念頭に置き、また、町民に分かりやすい情報の公表に努め、理解される開かれた財政運営を進めていく必要があります。

【方　針】

１　業務の効率化を図り、サービスの質を落とさないようにしつつ経費の抑制に努めます。
２　町税等の適正な賦課と収納対策の強化、使用料等の適正な見直し、遊休町有財産の処分を図り、自主財源の確保に努めます。
３　国や北海道からの補助金等の活用のほか、他の助成制度等を積極的に活用し事業財源の確保に努めます。
４　事業の緊急性や重要性、事業効果を考慮した適正な選択と公債等の計画的な管理に努めます。
５　健全な財政運営を図るため、町民に分かりやすい財政状況の公表等に努めます。

【施　策】

１　業務効率化による経費の抑制
・行政システム等の共同事業（広域）化によるコスト削減
・業務の統合等による効率化の推進
２　自主財源確保の推進
・収納対策の強化
・税、使用料等の適正な見直し
・遊休町有財産の処分
３　公債費（起債）の適正な運用の推進
・充当事業の適正な選択
・計画的な借入・償却による適正な運用
４　財政状況の公表
・ホームページ等の活用した情報の公表

④定員管理の推進

【現況と課題】

財政健全化計画開始時の2007年（平成19年）4月1日現在で142名であった職員数については、同計画終了時の2010年（平成22年）4月1日現在で118名となり、3年間の計画期間において約17%の定数削減を図り、以降についても適正化に努め、2013年（平成25年）4月1日現在の職員数は116名となりました。

2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）までの5年間を計画期間とする職員定員適正化計画では、116名の職員数を維持する内容でありましたが、保育職員の確保等により124名となっており計画の達成に至っていない状況にあります。

【方　針】

1　2019年度（平成31年度）から5年間を計画期間とする新職員定数適正化計画の策定に向けて検討を重ねていますが、今後の財政状況や人口の推移、求められる行政サービスの維持等を考慮し、また、類似団体の職員数とも比較しながら職員定数の適正化を図ります。

【施　策】

1　行政課題や住民ニーズに対応し、時代の変化に即した事務事業の見直し
2　民間委託や指定管理者制度の活用可能な事業の積極活用の推進

⑤公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

【現況と課題】

本町では、高度経済成長期に道路網や公共建築物などの整備が進み、その後、公共下水道の開設、公営住宅の建替え、公園の整備、温泉保養施設や道の駅の開業など公共施設の充実を図ってきましたが、時代が進むにつれ生活等の多様化に伴い、施設の利用のされ方にも変化が生じています。また、施設の老朽化が今後も施設を維持するうえで大きな課題となっています。

道路・橋梁を含めた町のインフラ施設等の老朽化が進展することへの対応として、国が2013年（平成25年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定したことを受け、本町では2017年（平成29年）3月に「天塩町公共施設等総合管理計画」を策定しました。町が所有する公共建築物は約180施設、延べ床面積は約9万㎡ありますが、今後の更なる人口減少や厳しい財政制約が予想される中、現在の保有量のままでは施設の更新費用を確保することが困難な状況が生じると予測され、将来にわたり持続的に公共サービスを提供するために現在の公共施設の総量を見直し、最適化について検討する必要があります。また、公共施設の更新・改修・維持管理などの費用を抑制するため適切な維持管理はもちろんのこと、これまでの「事後保全型」から「予防保全型」に移行し、施設の劣化状況を定期的に点検し、適切な補修等を行いながら既存公共施設を長く・大事に使うことも忘れてはなりません。

公共施設は地域住民の生活に密接に関わることから、地域住民と行政が情報を共有し、地域住民の理解のもと対策を進めていく必要があります。

【方　針】

1　将来にわたり持続的に公共サービスを提供するために、現在の公共施設の保有総量に係る検討を進めます。
2　公共施設の予防保全型による維持管理を図りながら長期的観点からの費用抑制に努めます。
3　公共施設マネジメントは、政策面、財政面のほか、産業振興や地域生活など多様な側面を有していることから、行政のみが公共施設の対策にあたるのではなく住民や企業等の理解を得て協力・協働して対策に努めます。

【施　策】

1　長寿命化対策による更新・大規模改修にかかる費用の抑制
2　施設の劣化状況等や対策履歴等の適切な管理及び運用
3　防災拠点施設、避難施設及び緊急輸送路沿道施設の耐震性の向上
4　施設分類ごとの個別施設計画の策定

⑥行政評価の推進

【現況と課題】

行政評価とは、行政活動の目的を明確にして、設定した成果目標に対して投入された予算や人件費、成果等を総合的に勘案して評価を行い、その評価結果に基づく改善を以降における行政活動の企画・立案に反映させていく仕組みです。この過程を定着させることは、目的意識の明確化、かけた経費や人的資源に対する成果について、PDCAサイクル等を活用しながら質的な改善を図り、より良い施策を構築、導入することに繋がります。

行政評価導入の目的は、行政運営の効率化のほか、効果的で成果を重視する、透明性の高い行政運営を図ること、また、目的や目標に対する成果の明確化により職員の意識改革や政策を形成する能力の向上を図ることとしています。

近年の少子高齢化などの社会構造の変化に伴い行政に対する住民の要望は、多種多様化してきている一方で、町財政を取り巻く環境は、地方交付税の減額傾向など厳しい状況が予測され、経費節減のみならず限られた財源をより効果的・効率的に運用していかなければならないとして、全国の自治体において導入または検討がなされています。

本町においては、これまで、一部の業務についてPDCAサイクルによる評価・改善等を実施していましたが、本計画から各分野において指標を明確に設定し、目的を達成させる手段として「方針」「施策」「事業」を定期的に評価、見直し、改善などを繰り返し、期待される効果についてより効果的・効率的に進めていくようにしていかなければなりません。

【方　針】

１　行政評価制度の着実な定着を図り、施策効果をより効果的・効率的に実施するシステムの確立に努めます。
２　行政評価の実施による事業の目標達成率や効率性を客観的に測定し、事業の改善を図ります。
３　期待される事業効果を得るため、住民ニーズを的確に把握し施策を形成するなど職員の意識改革や能力向上を図ります。
４　費用対効果や成果を重視し、限られた財源の中で最大の効果を生む意識を常に持つことでメリハリのある行財政運営に努めます。

【施　策】

１　行政評価制度の推進
- 評価対象政策・施策・事業体系の整理
- 行政評価制度の着実な導入及び定着
- 職員意識の改革と資質の向上促進
- 外部評価機関設置の検討

参考資料

1. 条例・規則等

（1）天塩町議会の議決すべき事件を定める条例

平成24年3月21日条例第10号

（趣旨）
第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、天塩町議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき事件を定めるものとする。

（議決すべき事件）
第2条　議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるほか、次のとおりとする。
（1）天塩町総合振興計画に係る基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

（2）天塩町総合計画審議会設置条例

昭和41年3月22日条例第4号

（設置）
第1条　町の総合的、統一的な施策を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき天塩町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）
第2条　審議会は、天塩町の総合計画について、調査審議し、町長に建議する。

（組織）
第3条　審議会は、委員20人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（1）町議会議員
（2）農業委員会委員
（3）教育委員会委員
（4）社会教育委員
（5）農漁業団体代表者
（6）商工業者代表
（7）林業団体代表
（8）観光団体代表
（9）労働団体代表
（10）学識経験者

（委員の任期）
第4条　委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第5条　審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
2　会長、副会長は、委員の互選によって定める。
3　会長は、会務を総理し審議会を代表する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第6条　審議会は、会長が招集して、その議長となる。
2　審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。但し、同一案件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

（審議会の事務）
第7条　審議会の事務は、総務課において所掌する。

（雑則）
第8条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成3年6月20日条例第13号抄）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成6年3月10日条例第2号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成13年3月16日条例第14号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成16年3月22日条例第4号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成16年4月1日から施行する。
附　則（平成28年3月18日条例第42号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（3）天塩町総合計画審議会部会規則

平成51年2月24日規則第1号

（目的）
第1条　この規則は、天塩町総合計画審議会設置条例（昭和41年条例第4号）により審議会に部会を置き、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。

（部会）
第2条　部会は、次のとおりとする。
（1）基盤対策・産業開発部会
（2）社会環境・教育文化部会
2　部会の委員は、審議会において選任する。
3　部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
4　委員の任期は、審議会委員の任期とする。

（会議）
第3条　部会の会議は、部会長が招集し、会議に議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
2　部会長は、部会を招集するときは、審議会長の承認を得なければならない。
3　部会の会議結果は、審議会開催の際に部会長から報告しなければならない。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和55年12月8日規則第11号）
この規則は、昭和55年12月8日~施行する。
附　則（平成13年1月22日規則第1号）
この規則は、平成13年1月22日から施行する。

（4）天塩町総合振興計画策定事務要綱

（目的）
第1条　この要綱は、天塩町総合振興計画（以下「総合計画」という。）策定のための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）
第2条　総合計画の次期計画策定検討を行うため、天塩町総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第3条　委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。
（1）次期総合計画策定検討に関すること。
（2）その他次期総合計画策定検討に関し必要な事項に関すること。

（組織）
第4条　委員会は、次に掲げる職にある者で組織する。
（1）総務課長
（2）商工観光課長
（3）住民課長
（4）福祉課長
（5）農林水産課長
（6）建設課長
（7）教育委員会教育次長
（8）町立病院事務長
（9）議会事務局長

（任期）
第5条　委員の任期は、次期計画策定検討の期間中とする。
2　委員に異動があった場合は、異動等が生じた第4条に掲げる職にある者が委員に就任するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第6条　委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は総務課長の職にある者を、副委員長は商工観光課長の職にある者をもって充てる。
2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第7条　委員会の会議は、委員長が招集する。
2　委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
3　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第8条　委員会の庶務は、総務課において所掌する。

（委任）
第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年9月30日限り、その効力を失う。

2. 天塩町総合計画審議会委員構成

任　　期 ： 平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年間）
会　　長 ： 佐藤　博幸
副 会 長 ： 深山　秀敬

区　分	氏　名	団　体　等
町議会議員	後　藤　　忍	天塩町議会副議長
農業委員会委員	宍　戸　栄　一	天塩町農業委員会　会長
教育委員会委員	横　溝　裕美子	天塩町教育委員会 教育長職務代理者
社会教育委員	高　橋　恵　子	天塩町社会教育委員 副委員長
農漁業団体代表者	佐　藤　博　幸	天塩町農業協同組合 代表理事組合長
	菅　井　好　文	北るもい漁業協同組合天塩 地区運営委員会　委員長
商工業者代表	深　山　秀　敬	天塩商工会　会長
	菅　井　愛　子	天塩商工会婦人部　部長
	長　山　健　太	天塩商工会青年部　部長 （H29.4.13まで）
	佐久間　勇　次	天塩商工会青年部　部長 （H29.4.13から）
林業団体代表	籾　山　明　彦	留萌北部森林組合　参事
観光団体代表	水　口　俊　夫	天塩町観光協会　会長
労働団体代表	大　平　　智	天塩地区連合会　会長
学識経験者	窪　田　　烝	天塩町文化連盟　会長
	小　林　　保	天塩町町内会連合会 会長
	田　所　　勝	天塩町体育協会　会長
	田　村　　彰	社会福祉法人 天塩町社会 福祉協議会　会長
	田　中　　治	北留萌消防組合天塩町 消防団　団長
	草　刈　房　子	天塩町女性団体連絡 協議会　会長
	尾　洞　正　恵	JAてしお女性部　部長 （H29.4.30まで）
	加　藤　靖　子	JAてしお女性部　部長 （H29.5.1から）
	藤　田　一　男	天塩町青年協議会 副会長

任　　期 ： 平成30年4月1日～平成32年3月31日（2年間）
会　　長 ： 佐藤　博幸
副 会 長 ： 深山　秀敬

区分	氏　名	団体等
町議会議員	後　藤　　忍	天塩町議会副議長
農業委員会委員	安　川　和　範	天塩町農業委員会 会長職務代理
教育委員会委員	横　溝　裕美子	天塩町教育委員会 教育長職務代理者
社会教育委員	高　橋　恵　子	天塩町社会教育委員 副委員長
農漁業団体代表者	佐　藤　博　幸	天塩町農業協同組合 代表理事組合長
	菅　井　好　文	北るもい漁業協同組合天塩 地区運営委員会　委員長
商工業者代表	深　山　秀　敬	天塩商工会　会長
	菅　井　愛　子	天塩商工会婦人部　部長
	佐久間　勇　次	天塩商工会青年部　部長
林業団体代表	籾　山　明　彦	留萌北部森林組合　参事
観光団体代表	水　口　俊　夫	天塩町観光協会　会長
労働団体代表	大　平　　智	天塩地区連合会　会長
学識経験者	窪　田　　烝	天塩町文化連盟　会長
	小　林　　保	天塩町町内会連合会 会長
	田　所　　勝	天塩町体育協会　会長
	田　村　　彰	社会福祉法人 天塩町社会 福祉協議会　会長
	田　中　　治	北留萌消防組合天塩町 消防団　団長
	草　刈　房　子	天塩町女性団体連絡 協議会　会長
	加　藤　靖　子	JAてしお女性部　部長
	落　合　憲　児	天塩町青年協議会　会長

3. 第7期天塩町総合振興計画策定経過

（平成29年度）			（平成30年度）		
平成29年	6 月	・第1回天塩町総合計画審議会（1日） 計画策定スケジュール確認 住民アンケートの実施について ・「天塩町まちづくりアンケート」実施（30日） 期間：H29年6月30日～7月25日 ・統計情報収集開始	平成30年	4 月	・第1回天塩町総合計画策定委員会（16日） 基本構想（案）の説明について 計画策定スケジュール確認 基本計画原案作成依頼 ・第1回天塩町総合計画審議会（23日） 新委員委嘱状交付 キャッチコピー募集の実施について
	7 月	・「天塩町まちづくりアンケート」回収・分析（25日） 配付：1,775枚、有効回答枚数：401枚（22.6%）		7 月	・「天塩町キャッチコピー」募集事業開始（1日） 募集期間：7月1日～8月31日 ・基本計画（原案）取りまとめ（20日）
	9 月	・事業評価調査の実施（20日） 調査対象：第6期計画登載事業（112事業） ・統計情報収集完了（24日）		8 月	・第2回天塩町総合計画策定委員会（30日） 基本計画（案）確認 実施計画作成依頼
	11 月	・第2回天塩町総合計画審議会（1日） 住民アンケート結果について		9 月	・第2回天塩町総合計画審議会（19日） キャッチコピー審査 基本計画（案）意見照会依頼
平成30年	2 月	・第3回天塩町総合計画審議会（15日） 基本構想（案）意見照会について		10 月	・第3回天塩町総合計画策定委員会（30日） 基本構想、基本計画（案）確認 実施計画（案）取りまとめ結果 策定スケジュールの確認
				11 月	・第3回天塩町総合計画審議会（7日） キャッチコピー審査・決定 基本計画（案）説明・意見照会 策定スケジュールの説明 ・キャッチコピー表彰（28日） ・全員協議会（30日） 基本構想（案）、基本計画（案）説明・意見照会
				12 月	・パブリットコメント実施 （H30/12/3～H30/12/21）
			平成31年	2 月	・第4回天塩町総合計画審議会（8日） 計画全体の建議 ・建議書提出（8日）
				3 月	・天塩町議会定例会議決（14日）

4. 天塩町キャッチコピー募集事業

天塩町キャッチコピー大募集

第７期天塩町総合振興計画に掲げる「将来の天塩町」の姿にピッタリなキャッチコピーを大募集します。

「天塩町総合振興計画」とは、地域が将来にわたって住みよいまちづくりを進めるため、町が作る計画の最上位に位置するもので、現在は平成 31 年度から 10 年間を期間とする第 7 期計画を作成中です。

応募要領

応募について

応募については、以下の点にご留意ください。

応募資格	●小学生の部 天塩町の小学校に通う児童 ●中学生の部 天塩町の中学校に通う生徒 ●高校・一般の部 天塩町にお住まいの高校生以上の方
応募内容	天塩町総合振興計画用キャッピコピー ●天塩町の「将来の姿」を連想するもの。 ●天塩町の魅力をＰＲするもの。 ●だれもが親しみやすく共感できるもの。
応募条件	●応募作品は、自作、未発表のものに限ります。 ●文字数は概ね 30 字以内。 ●応募は１人１作品まで。
応募方法	裏面の応募用紙に必要事項を記入のうえ下記応募先まで直接・FAX・郵送による提出のほか、ホームページからダウンロードした様式を用いメールによる提出
応募期間	平成 30 年７月１日（日）～ 平成 30 年８月 31 日（金）
応　募 問合せ	〒098-3303 天塩町新栄通８丁目 1466 番地の 113 天塩町役場　総務課振興計画係 TEL 01632-2-1001（内線 227） FAX 01632-2-2659 E-mail　bosyu@teshiotown.com ホームページ http://www.teshiotown.hokkaido.jp/

各賞について

●最優秀賞　１名（総合計画テーマ候補）
賞金３万円
副賞　てしお仮面

●優秀賞　　各部門１名
賞金１万円
●佳　作　　各部門２名
賞金５千円
●特別賞　　全部門から最大３名
賞金３千円

※中学生以下の入賞者にあっては、賞金相当分の図書券

審査・発表について

審査については、応募作品数に応じ第一次審査を行い、天塩町総合計画審議会による二次審査を経て決定します。

発表については、町ホームページ等で行うほか、受賞者へは入賞のご連絡と表彰のご案内をします。

その他

●盗用、引用が発覚した場合は、失格とします。
●応募作品において発生した著作権、その他一切の権利は天塩町に帰属します。
●応募作品の送付費用は、応募者の負担となります。また、応募作品の不達、破損等、送付中の事故については、一切の責任を負いません。
●応募作品は返却しません。
●入賞作品は、町ホームページ等で公表するほか、印刷物に掲載する場合があります。この場合、編集上必要な修正を加えることがあります。
●入賞作品の発表にあたっては、受賞者の氏名を公表させていただきます。

多数のご応募お待ちしています

○ 応 募 作 品　　78作品

○ 受 賞 作 品

最優秀賞　「みんなで作ろう　育てよう
明るく楽しく元気なまち」

小学4年生　加藤　美冬さん

優 秀 賞　「広 げ る 漁 業　幻 の 魚 と 幸 あ る ま ち へ」

小学5年生　長尾　依歩さん

「天 塩 川 流 れ る 農 業・漁 業 の 盛 ん な ふ る さ と 天 塩 町」

中学1年生　久保田　さくらさん

「絶景の夕映、清々しい緑の大地、畏敬なる大河、自然と共生する天塩町」

吉田　記代子さん

佳　作　「海の幸・酪農・美しい風景　こころに刻まれる自然豊かなまち」

中学2年生　長尾　歩華さん

「春 夏 秋 冬 一 つ 一 つ 違 う 魅 力 が い っ ぱ い 天 塩 町 ！」

中学1年生　横山　晴さん

「人 づ く り　町 づ く り　未 来 を つ な ぐ 天 塩 町」

藤田　智哉さん

「川に映る夕日　潮風の恵み　牛と共に生きるまち　天塩國（てしおのくに）」

増田　篤洋さん

特 別 賞　「天 塩 に 革 命 を ！ 目 指 す は 将 来 に 希 望 が あ る 町 だ ！」

中学2年生　佐久間　晴さん

「熱　く　な　れ　！　天　塩　町」

中学2年生　菅井　和美さん

「壮麗なる天塩川の恩恵を受ける酪農と漁業のまち　てしお町」

髙橋　亮介さん

5. 建　議

（1）建議書

平成 31 年　2月　8日

天塩町長職務代理者
　天塩町副町長　西　本　研　一　　様

天塩町総合計画審議会
　会長　　佐　藤　博　幸

第７期天塩町総合振興計画に係る建議について

天塩町総合計画審議会設置条例第２条の規定に基づき、「第７期天塩町総合振興計画基本構想（案）及び基本計画（案）」に関し、掲げられた天塩町の将来像の実現に努められるよう、下記のとおり建議します。

記

１　町民への計画の周知
　町民や地域活動団体等の参画、協働による計画の推進がされるよう、町民への計画の趣旨及び内容の分かりやすい周知を推進されたい。

２　計画の着実な実行
　策定された本総合振興計画の着実な実行を推進するため、庁内の関係各課の連携を強化するとともに、PDCA サイクルによる効率的な事業実施に努められたい。

３　協働によるまちづくりの推進
　各分野における担い手の育成など、将来を担う者の育成や活動支援等を推進し、だれもが地域で安心して住み続けることができるよう、官民が協働したまちづくりを推進されたい。

４　厳しい財政見通しを踏まえ、国等の支援策を積極的に活用し、健全かつ効果的な行財政運営を図られたい。

TESHIO TOWN
HOKKAIDO